

一般廃棄物処理基本計画

令和3年(2021年)3月

伊 仙 町

目次

第1章 総則

第1節 基本計画の策定について	1
1-1. 計画策定の趣旨	1
1-2. 計画対象区域	2
1-3. 計画目標年次	2
1-4. 一般廃棄物処理基本計画の見直し、点検、評価	2
第2節 地域の概要	3
2-1. 位置と地勢	3
2-2. 人口動態	4
2-3. 土地利用状況	5
2-4. 産業の動向	5
2-5. 気象	7

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況	8
1-1. ごみ処理体制と分別区分	8
1-2. ごみ排出量	11
1-3. ごみの排出抑制及び再生利用	13
1-4. 収集・運搬	15
1-5. 中間処理	16
1-6. 最終処分	17
1-7. ごみ処理量と再生利用量	18
1-8. ごみ処理の評価	20
1-9. ごみ処理の課題	22
第2節 ごみ処理基本計画	24
2-1. 計画の基本方針	24
2-2. 計画の目標	26
2-3. 各主体の役割	31
2-4. ごみの排出抑制等に関する取り組み	34
2-5. ごみの分別区分	37
2-6. 収集・運搬計画	38
2-7. 中間処理計画	42
2-8. 最終処分計画	44
2-9. その他ごみ処理に関して必要な事項	46

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状	47
1-1. 生活排水の処理体系	47
1-2. 生活排水の処理形態別人口	48
1-3. 処理施設の整備状況	49
1-4. し尿及び浄化槽汚泥の処理量	50
1-5. 生活排水処理の課題	51
第2節 生活排水処理基本計画	52
2-1. 計画の基本方針	52
2-2. 基本施策	53
2-3. 計画の目標	54
2-4. し尿及び汚泥処理計画	57
2-5. その他生活排水処理に関して必要な事項	61

資 料

第1章 総則

第1節 基本計画の策定について

1-1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、伊仙町(以下、「本町」という。)におけるごみ及び生活排水の処理に関する計画を定めるものであり、一般廃棄物処理計画の長期計画に位置付けられる計画です。

本計画を策定し、廃棄物の減量化、再資源化、適正処理の推進による循環型社会の実現や生活排水の適正処理による公共用水域の水質保全等の生活環境の保全を図ります。

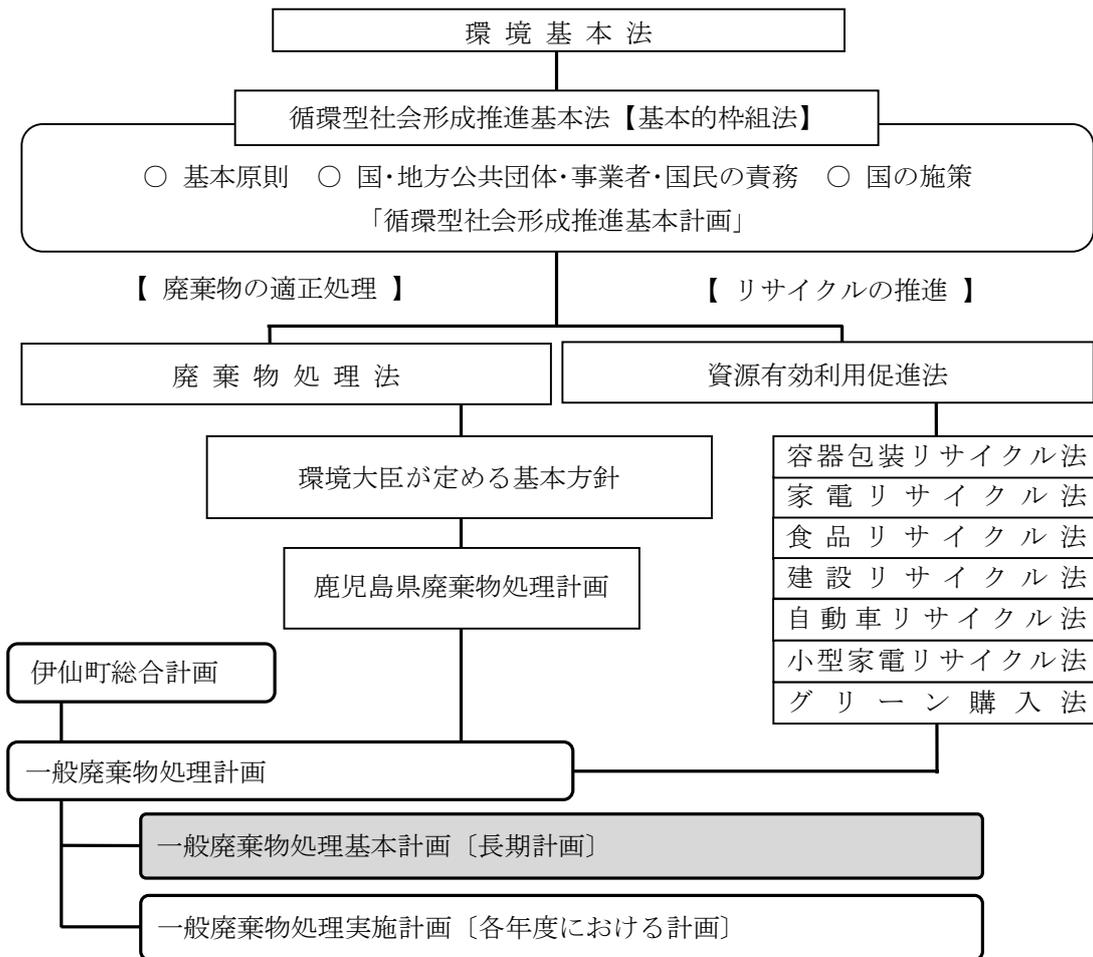


図 1-1-1 廃棄物処理に関する関係法令と計画

1-2. 計画対象区域

本計画は、本町の行政区域を計画対象区域とします。

1-3. 計画目標年次

本計画は、令和2年度を計画改定年とし、令和3年度から10年間を計画期間として、令和12年度を計画目標年次とします。また、計画改定年から3年後の令和5年度、6年後の令和8年度を中間目標年次とします。

表 1-1-1 計画期間及び計画目標年次

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	
前計画 平成27年1月策定					→ 当初計画期間											
本計画 令和3年3月策定					■ 計画改定				■ 中間目標			■ 中間目標				■ 計画目標
											← 計画期間(10年間)					

1-4. 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価

本計画は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について定期的な検証と継続的な改善を図ります。本計画は概ね5年毎に見直しを行うほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

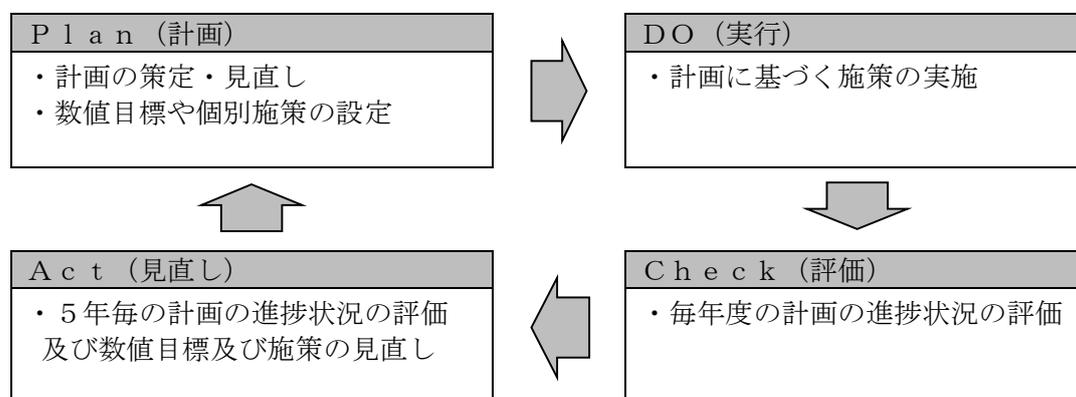


図 1-1-2 PDCAプロセス

第2節 地域の概要

2-1. 位置と地勢

本町の位置する徳之島は、奄美群島のほぼ中央にあり、徳之島の南端である、北緯27度40分、東経128度40分に位置しています。

町の北部にある標高417メートルの犬田布岳から、南の海岸線に向かってゆるやかに傾斜しています。北部の丘陵地帯は古世紀粘板岩で、他の大部分は隆起性サンゴ礁からなり、比較的平坦地が多く、ほとんどが耕地になっています。

海岸線はサンゴ礁の奇岩が多く、変化に富み、隆起性のサンゴ礁が沖合へ伸び、遠浅を形成しています。サンゴ礁性の地層のため、各地に鍾乳洞や地下水が流れ、ところどころにすり鉢状の穴があります。

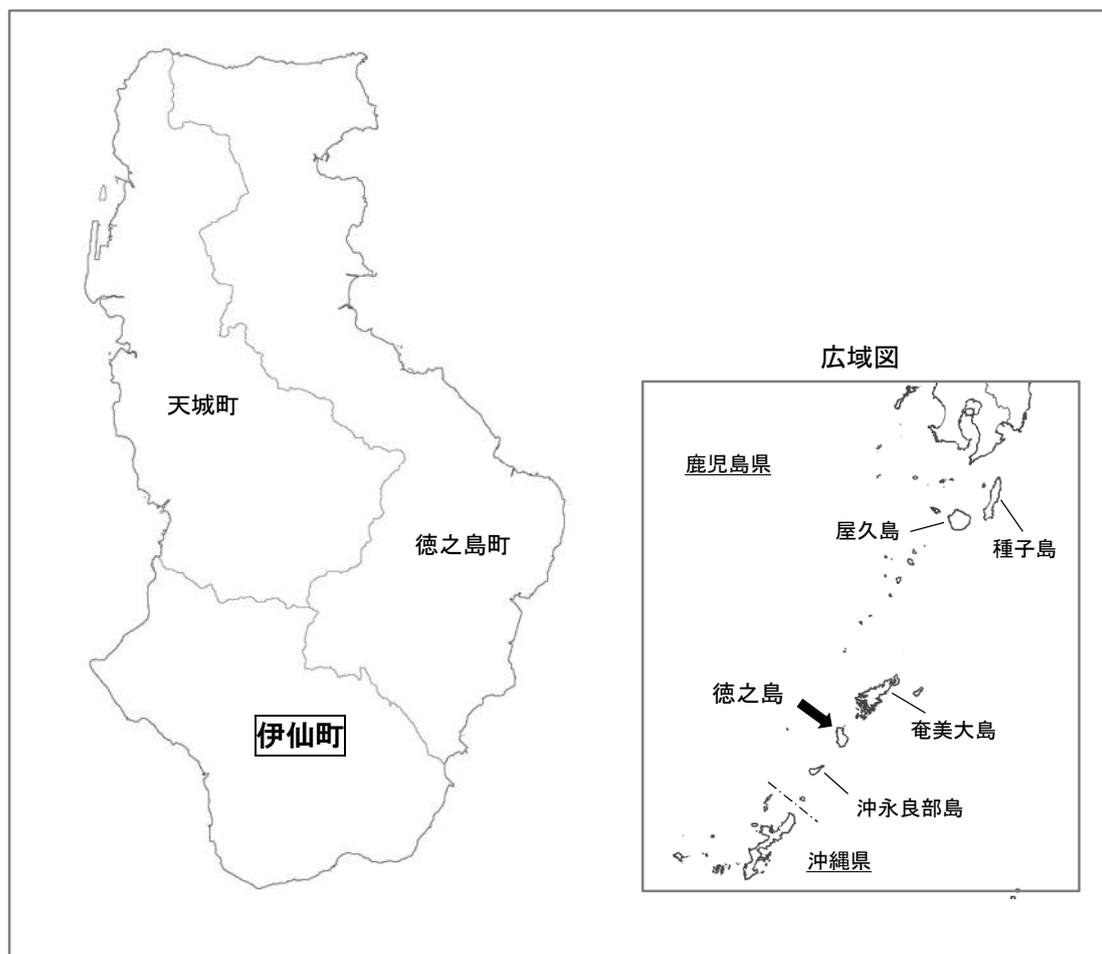


図1-2-1 位置図

2-2. 人口動態

本町における、人口及び世帯数の状況をつぎに示します。

人口、世帯数は減少傾向にあり、令和元年度では、人口 6,581 人、世帯数 2,793 世帯となっています。なお、1 世帯当たりの人数はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度では 1 世帯当たり約 2.4 人となっています。

表 1-2-1 人口と世帯数(外国人を含む)

年度	人口	世帯数
平成22	7,245	3,035
平成23	7,157	3,006
平成24	7,070	2,967
平成25	7,108	2,960
平成26	7,063	2,922
平成27	6,897	2,885
平成28	6,815	2,861
平成29	6,874	2,873
平成30	6,748	2,818
令和元	6,581	2,793

資料：住民基本台帳、国勢調査及び推計値(各年 10 月 1 日現在)

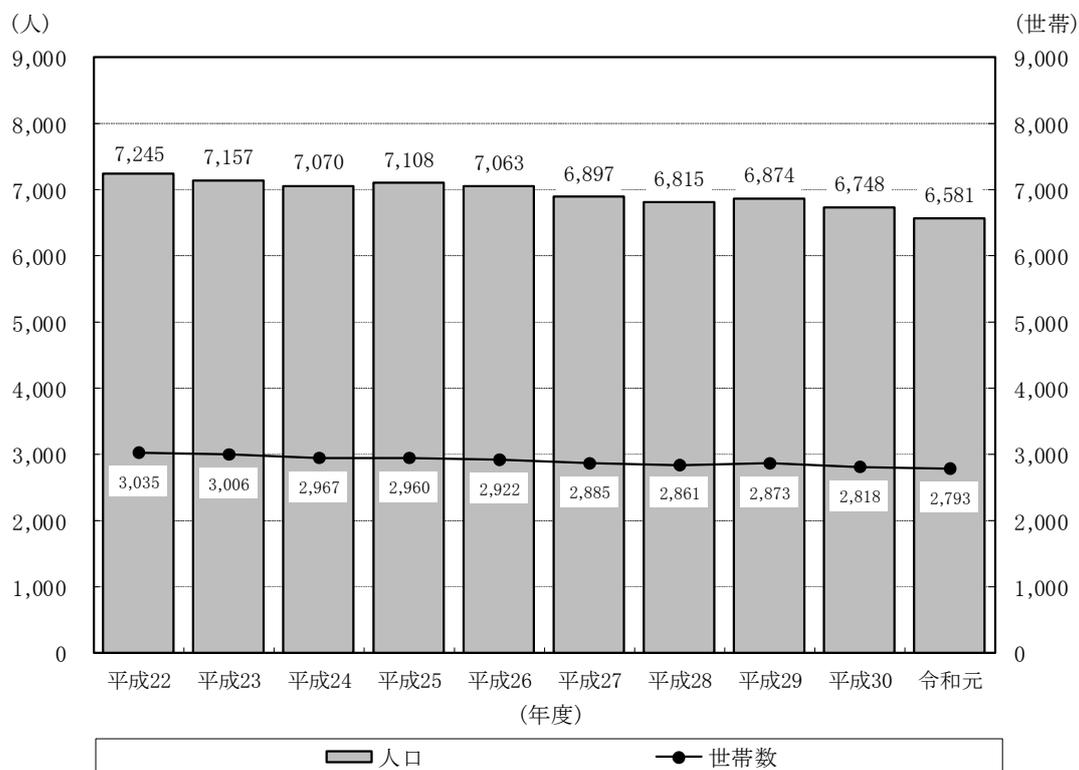


図 1-2-2 人口と世帯数(外国人を含む)の推移

2-3. 土地利用状況

本町における、土地利用状況をつぎに示します。

本町の土地利用としては、農用地が最も多く、町全体の 40%以上を占めており、次いで、森林・原野が 20%以上を占めています。

表 1-2-2 土地利用状況

	農用地	森林	原野	道路	宅地	その他
面積 (ha)	2,692	1,197	224	173	137	1,847
割合 (%)	42.9%	19.1%	3.6%	2.8%	2.2%	29.5%

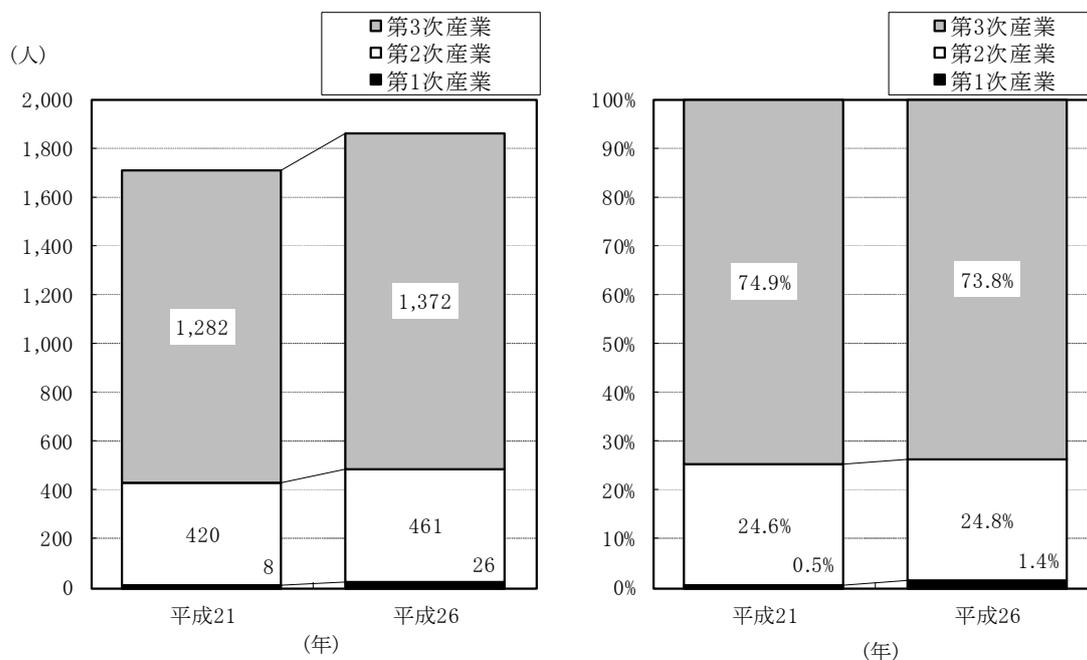
資料：町統計資料

2-4. 産業の動向

1) 産業別就業人口

本町における、産業別就業人口の状況をつぎに示します。

就業者数は全体的に増加を示しており、いずれの産業も就業者数が増加しています。構成比では、第 3 次産業の割合が減少し、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が増加しています。



資料：経済センサス(基礎調査)

図 1-2-3 産業別就業人口

2) 産業別事業所数及び従業者数

本町における、産業別事業所数及び従業者数の状況をつぎに示します。

事業所数は卸売業、小売業が最も多く、つぎに建設業となっています。従業者数は医療、福祉が最も多く、つぎに建設業となっています。

表 1-2-3 産業別事業所数及び従業者数

	平成21年		平成26年	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農業、林業	1	8	5	26
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	48	354	45	368
製造業	9	66	17	93
電気・ガス・熱供給・水道業	1	10	1	12
情報通信業	—	—	2	19
運輸業、郵便業	9	44	4	20
卸売業、小売業	94	240	77	255
金融業、保険業	2	50	3	55
不動産業、物品賃貸業	6	16	6	16
学術研究、専門・技術サービス業	3	34	2	27
宿泊業、飲食サービス業	19	53	21	63
生活関連サービス業、娯楽業	25	30	28	33
教育、学習支援業	18	128	19	133
医療、福祉	21	300	26	424
複合サービス事業	10	44	10	39
サービス業(他に分類されないもの)	14	64	14	71
公務	9	269	10	205
合 計	289	1,710	290	1,859

資料：経済センサス(基礎調査)

2-5. 気 象

本地域における気温、降水量の状況をつぎに示します。

本地域の気候は、亜熱帯海洋型特有の気候を示しており、気温は温暖で降水量が多い特徴があります。また、本地域は台風の通り道として知られており、台風の勢力が非常に強い状態で接近することが多いとされています。

表 1-2-4 気象状況（平年値※）

	気温			降水量 (mm)
	平均(℃)	日最高(℃)	日最低(℃)	
統計期間	1981年 ～2010年	1981年 ～2010年	1981年 ～2010年	1981年 ～2010年
1月	14.9	18.1	12.0	115.7
2月	15.2	18.3	12.3	111.5
3月	17.1	20.3	14.1	175.8
4月	19.7	22.8	16.7	177.0
5月	22.4	25.6	19.8	186.0
6月	25.2	28.1	23.1	299.5
7月	28.2	31.3	25.9	140.0
8月	28.1	31.4	25.7	177.7
9月	26.9	30.3	24.3	167.1
10月	23.9	27.3	21.2	162.9
11月	20.5	23.7	17.9	118.4
12月	16.7	19.9	13.9	94.3
年	21.6	24.8	18.9	1,925.9

資料：気象庁気象データ（伊仙観測所調べ）

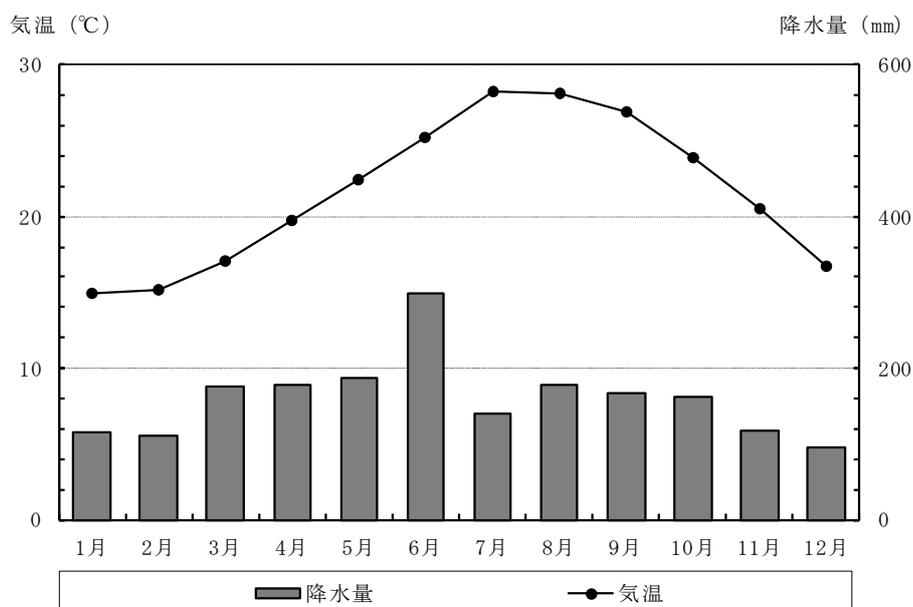


図 1-2-4 気象状況（平年値※）

※) 平年値は、その時々気象や天候を評価する基準として利用されると共に、その地点の気候を表す値として用いられています。連続する 30 年間について算出した累年平均値を平年値と言います。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1-1. ごみ処理体制と分別区分

1) 処理主体

本町におけるごみ処理については、収集・運搬を本町で実施しており、中間処理及び最終処分は、徳之島愛ランド広域連合で実施しています。

なお、徳之島愛ランド広域連合は、本町と徳之島町、天城町の3町で組織しており、ごみ処理施設の設置及び運営管理に関する事務を共同処理するために設けられた、一部事務組合です。

表 2-1-1 処理主体

収集・運搬	中間処理	最終処分
伊仙町	徳之島愛ランド広域連合	徳之島愛ランド広域連合

2) ごみの分別区分

ごみの分別区分は、つぎに示すように分類されます。

表 2-1-2 ごみの分別区分と排出方法

区 分		排出方法	
生活系ごみ	可燃ごみ (燃やせるごみ)	紙くず、生ごみ、繊維等は町指定のごみ袋に入れて、木竹類は 50~60cm に切断し可燃性のひもで束ねて排出する。	
	不燃ごみ (燃やせないごみ)	金属、ガラス、陶磁器等を町指定のごみ袋に入れて排出する。スプレー缶は穴を開けずに内容物を出し切って排出する。乾電池は他の不燃ごみ(燃やせないごみ)と分け、別の袋に入れ、役場指定の場所へ排出する。	
	粗大ごみ	家電 4 品目*及びパソコンを除く電化製品、家具類、自転車、畳等を所定のごみ集積所に排出する。	
	資源ごみ	缶 類	きれいに洗浄したアルミ缶及びスチール缶を町指定の資源ごみ袋に入れて排出する。
		びん類	きれいに洗浄したものを資源ごみ袋に入れて排出する。
		ペットボトル	きれいに洗浄したものをキャップとラベルを剥がし、資源ごみ袋に入れて排出する。
		発泡スチロール	トレイ、発泡スチロール製の容器できれいに洗浄したものを資源ごみ袋に入れて排出する。
	紙 類	新聞紙、雑誌、段ボール、きれいに洗浄した紙パック等を紙ひもで十字に括り、処理シールを貼って名前を書き排出する。	
	町で処理できないごみ	家電 4 品目、パソコン、自動車部品、コンクリート片、ピアノ、農業・畜産ごみ、薬品類、その他危険物など	
事業系ごみ		事業に伴って排出されるごみは、町では回収しない。自らの責任においてクリーンセンターへ搬入する。	

※)「家電 4 品目」とは、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のこと。

表 2-1-3 排出方法等に係る共通事項

<p>各家庭から排出される生活系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみ集積所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入する。</p> <p>引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが処理施設に直接搬入するか、本町の一般廃棄物処理業許可業者等に依頼して適正に処理する。</p> <p>事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本町の一般廃棄物処理業許可業者への委託により適正に処理する。</p>
--

3) ごみ処理体制と処理フロー

可燃ごみ(燃やせるごみ)は、徳之島愛ランド広域連合の徳之島愛ランドクリーンセンターごみ処理施設(以下、「ごみ処理施設」という。)に搬入して焼却処理を行っています。不燃ごみ(燃やせないごみ)、粗大ごみ、資源ごみは、徳之島愛ランドクリーンセンターリサイクル施設(以下、「リサイクル施設」という。)で、破碎・選別・圧縮等の処理を行い、資源物を回収して再資源化しています。

なお、ごみ処理施設から生じる焼却残さ、及びリサイクル施設から生じる処理残さ(不燃物)は、徳之島愛ランドクリーンセンター最終処分場(以下、「最終処分場」という。)で、埋立処分しています。

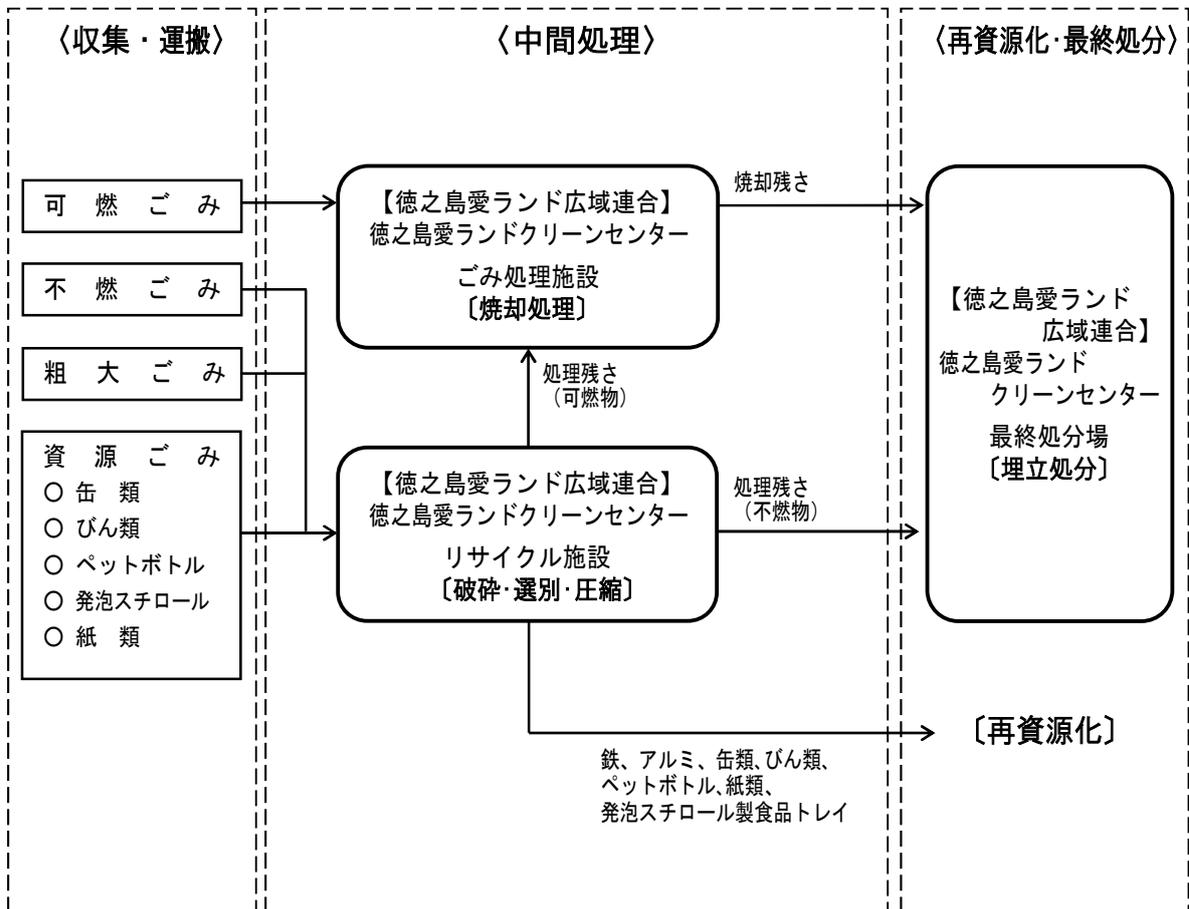


図 2-1-1 ごみ処理フロー

1-2. ごみ排出量

1) ごみ排出量の推移

(1) 排出別におけるごみ排出量の推移

ごみ排出量は令和元年度で1,708 tとなっており、ごみ排出量の約8割は家庭から排出される生活系ごみとなっています。ごみ排出量の推移は、生活系ごみの排出量は令和元年度で1,370 tとなっており、過去5年間で最も少ない排出量を示し、減少しています。事業系ごみの排出量は令和元年度で338 tとなっており、過去5年間で最も多い排出量を示しており、増加しています。

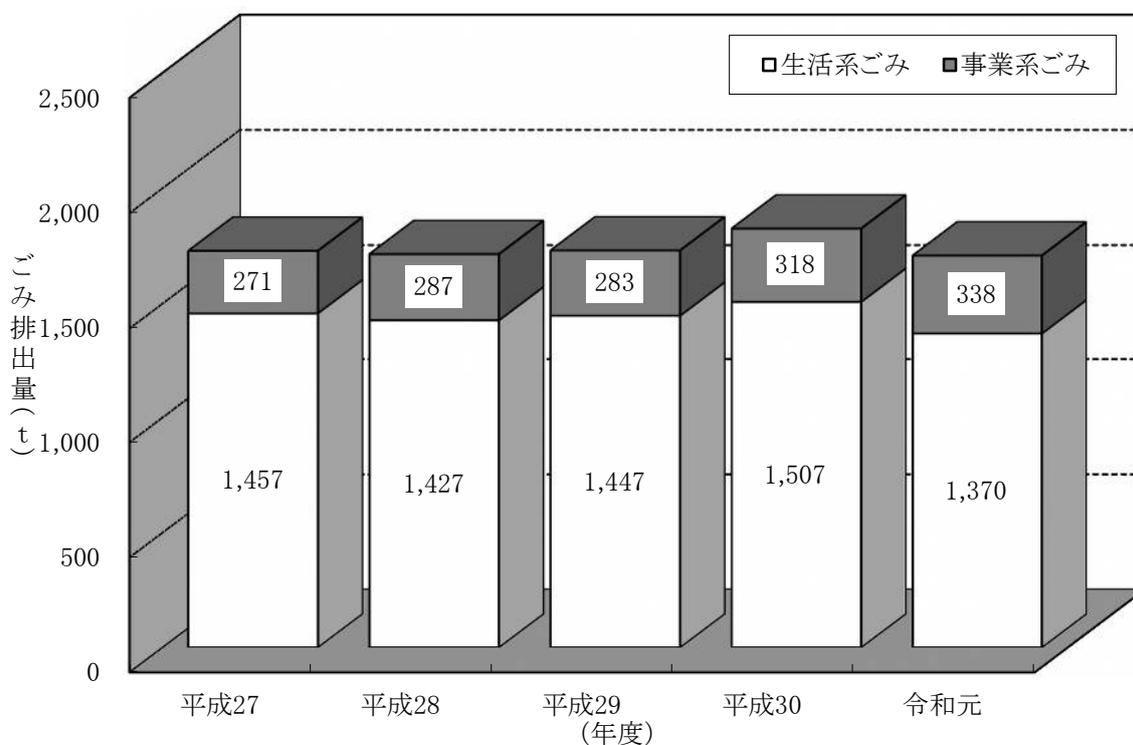


図 2-1-2 排出別におけるごみ排出量の推移

表 2-1-4 排出別におけるごみ排出量

(単位：t)

		年 度				
		平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
ごみ排出量		1,728	1,714	1,730	1,825	1,708
	生活系ごみ	1,457	1,427	1,447	1,507	1,370
	事業系ごみ	271	287	283	318	338

出典：一般廃棄物処理実態調査

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度で709 g/人・日となっており、全国及び県平均値より低い水準となっています。

1人1日当たりのごみ排出量の推移は、増加を示しています。これらの傾向は、人口の減少に比べてごみ排出量の減少量が少なく、1人1日当たりのごみ排出量が増加していることを示しています。

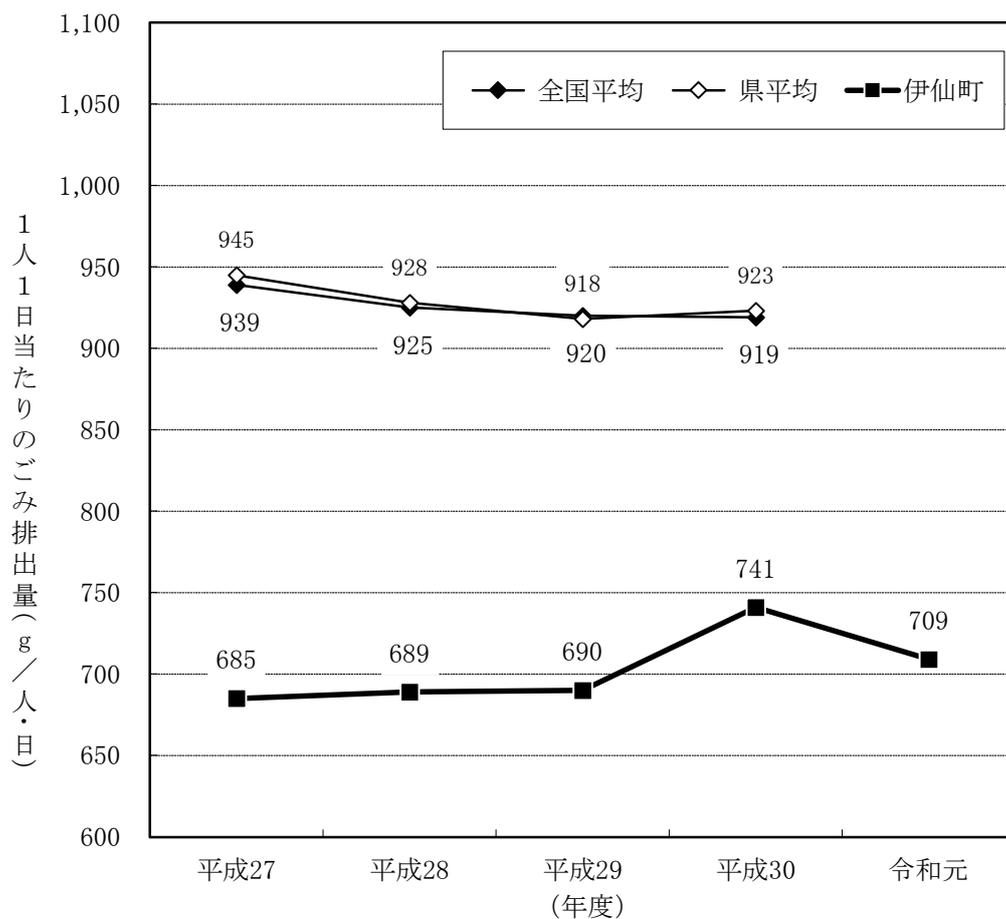


図 2-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

表 2-1-5 1人1日当たりごみ排出量

	単位	年 度					
		平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	
伊仙町	1人1日当たり排出量	g/人・日	685	689	690	741	709
	処理人口	人	6,897	6,815	6,874	6,748	6,581
	ごみ排出量	t	1,728	1,714	1,730	1,825	1,708
全国平均	1人1日当たり排出量	g/人・日	939	925	920	919	—
県平均	1人1日当たり排出量	g/人・日	945	928	918	923	—

出典：一般廃棄物処理実態調査

1-3. ごみの排出抑制及び再生利用

1) マイバッグ運動、レジ袋対策

家庭から排出されるごみを削減するため、マイバッグ運動を推進し、商工会議所や各商業店舗、その他関係事業者団体、消費者団体等と協働してレジ袋削減を推進しています。

2) ごみ袋の有料化

ごみの排出抑制や適正な分別を推進するため、生活系ごみについては分別区分ごとに定めている指定袋と粗大ごみ処理シールにより、有料化を実施しています。また、ごみ処理施設等に直接持込まれるごみについては、徳之島愛ランドクリーンセンターを運営管理している徳之島愛ランド広域連合で従量制により、ごみの搬入手数料を徴収しています。

3) ごみの分別収集

ごみの収集については、可燃ごみ(燃やせるごみ)、不燃ごみ(燃やせないごみ)、粗大ごみ、資源ごみに区分していますが、資源ごみについては、更に「缶類」「びん類」「ペットボトル」「発泡スチロール」「紙類」の5種類で分別収集しています。また、分別等のごみ排出ルール of 徹底や出し方に関する情報提供や啓発、指導を行い、ごみの再資源化に取り組んでいます。

4) 容器包装のリサイクル

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装(発砲スチロール製食品トレイ)を対象として、分別収集による再資源化を行っています。また、容器包装リサイクル法に基づき「分別収集計画」を策定し、計画的に容器包装廃棄物の再資源化に取り組んでいます。

分別収集した容器包装廃棄物は、徳之島愛ランドクリーンセンターのリサイクル施設で選別して、不純物や不適物を取り除いた後に、資源回収業者へ引き渡すために圧縮、梱包等の処理を行っています。容器包装廃棄物の再資源化については、資源回収業者及び資源化業者へ引き渡し、容器包装廃棄物の再資源化が安定的に行えるように取り組んでいます。

5) 家電4品目のリサイクル(家電リサイクル法)

家電リサイクル法では、不用になった対象家電(家電4品目)は『消費者がリサイクル料金を負担すること』、『販売店が引き取ること』、『家電メーカーがリサイクルすること』が義務づけられています。そのため、本町では対象家電(家電4品目)の回収及び処分は行っていません。

対象家電(家電4品目)の廃棄については、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう、情報提供や広報誌等を通じて啓発、指導を行っています。

6) パソコンのリサイクル

資源有効利用促進法に基づき、不用になったパソコンは、再資源化を行うために製造メーカーや回収業者へ引き渡すようにしています。そのため、本町ではパソコンの回収及び処分は行っていません。

パソコンの廃棄については、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう、情報提供や広報誌等を通じて啓発、指導を行っています。

7) 啓発活動、環境教育

地区自治会等と協力・連携して、ごみの排出抑制等に係る普及啓発活動や説明会等を実施し、広報誌、チラシ、ホームページ等を活用して普及啓発・情報提供を行っています。また、ごみ処理施設の見学会等のあらゆる機会を活用して、学校、教育機関等における環境教育に積極的に取り組んでいます。

1-4. 収集・運搬

1) 収集頻度、排出方法等

家庭から排出されるごみの収集・運搬は、つぎに示すとおり実施しています。

表 2-1-6 収集方法

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
可燃ごみ(燃やせるごみ)		2回/週	ステーション	指定袋	委託
不燃ごみ(燃やせないごみ)		2回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		2回/年	ステーション	ステッカー	委託
資源ごみ	缶類	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	びん類	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	ペットボトル	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	発泡スチロール	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	紙類	2回/月	ステーション	指定袋	委託

2) 持込みごみについて

徳之島愛ランドクリーンセンターでは、つぎに示す条件で持込みごみの受け入れを行っています。

表 2-1-7 持込みごみについて

受 入 先	徳之島愛ランドクリーンセンター(徳之島愛ランド広域連合)
受 付 時 間	月曜日～土曜日の午前8:30から午後4:30
搬入できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律によってリサイクルが義務付けられているもの (エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、携帯電話など) ・ 特殊、危険なごみ (鉄柱、コンクリート片、ピアノ、大型温水器、ガスボンベ、消火器、バイク、バッテリー、トタン、土砂、タイヤなど) ・ 中身が残っているもの (廃油、灯油、塗料、火薬、農薬、劇薬物など) ・ 農業、酪農によるごみ (肥料袋、農業用廃プラ、飼料用ラップなど) ・ 産業廃棄物 (事業活動に伴って生じた廃棄物*のうち、法律で定められたもの) ※ 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、ゴムくず、金属くず、電線くず、建設業で生じた廃材、がれき類、パレットなど

1-5. 中間処理

中間処理は、徳之島愛ランド広域連合が運営管理する、徳之島愛ランドクリーンセンターのごみ処理施設及びリサイクル施設で、ごみの中間処理を行っています。

表 2-1-8 中間処理施設の概要

施設名	徳之島愛ランドクリーンセンター (ごみ処理施設)	徳之島愛ランドクリーンセンター (リサイクル施設)
竣工年月	平成 15 年 3 月	平成 15 年 3 月
処理対象物	可燃ごみ、処理残さ(可燃物)	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
処理方式	流動床式焼却炉*	破碎、選別、圧縮
処理能力	38 t / 日 (19 t / 8h × 2 炉)	13 t / 日 (5h)
運営主体	徳之島愛ランド広域連合(構成自治体：徳之島町、天城町、伊仙町)	
所在地	伊仙町目手久尾兵 1395 番地	

※) 灰の溶融処理は休止しています。



図 2-1-4 徳之島愛ランドクリーンセンター(ごみ処理施設、リサイクル施設)

1-6. 最終処分

最終処分は、徳之島愛ランド広域連合が運営管理する、徳之島愛ランドクリーンセンターの最終処分場で埋立処分を行っています。

表 2-1-9 最終処分場の概要

施設名	徳之島愛ランドクリーンセンター(最終処分場)
埋立対象物	焼却残さ、処理残さ(不燃物)
埋立面積	5,560m ²
埋立容量	29,600m ³
運営主体	徳之島愛ランド広域連合(構成自治体：徳之島町、天城町、伊仙町)
所在地	伊仙町目手久尾兵 1395 番地

(最終処分場：埋立地)



(最終処分場：浸出水処理施設)



図 2-1-5 徳之島愛ランドクリーンセンター(最終処分場)

1-7. ごみ処理量と再生利用量

令和元年度におけるごみ排出量は 1,708 t であり、再生利用される総資源化量は 169 t、リサイクル率(=総資源化量÷総排出量)は 10%となっています。

中間処理量は 1,708 t となりますが、このうち 1,475 t を焼却処理しています。中間処理による減量化量は 1,422 t であり、ごみ排出量の約 8 割が減量化されています。また、ごみ排出量の 7%にあたる 117 t を最終処分しています。

ごみ処理量の実績を示す、処理状況の推移は表 2-1-10 に示します。

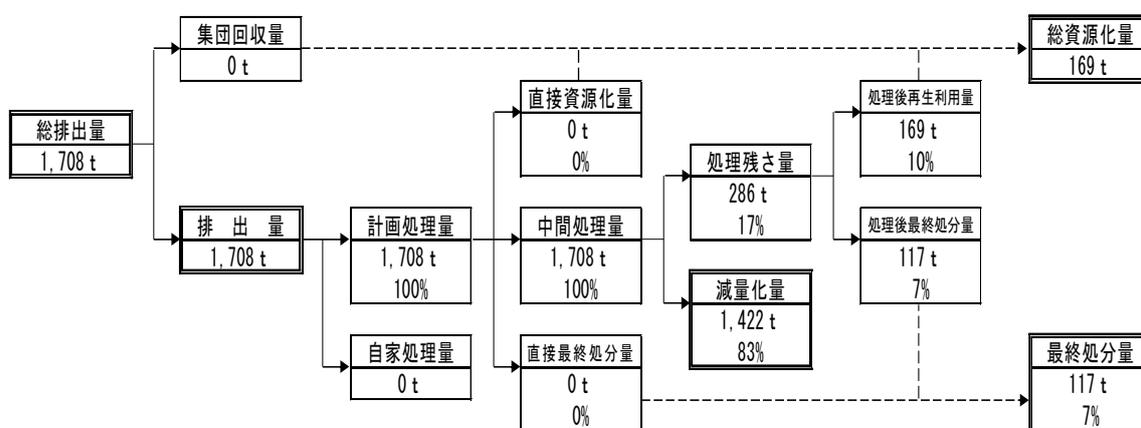


図 2-1-6 処理状況フロー(令和元年度実績)

表 2-1-10 処理状況の推移

		単位	実績値(年度)					
			平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	
人口	処理人口	人	6,897	6,815	6,874	6,748	6,581	
排出量	生活系ごみ排出量	t	1,457	1,427	1,447	1,507	1,370	
	事業系ごみ排出量	t	271	287	283	318	338	
	総排出量 (A)	t	1,728	1,714	1,730	1,825	1,708	
	生活系事業系排出量合計		1,728	1,714	1,730	1,825	1,708	
	集団回収量		—	—	—	—	—	
自家処理量	—		—	—	—	—		
処理・処分	直接資源化量	t	0	0	0	0	0	
	直接最終処分量	t	0	0	0	0	0	
	処理量	= (A)	t	1,728	1,714	1,730	1,825	1,698
	焼却施設の処理量	t		1,523	1,481	1,494	1,552	1,475
	直接焼却量			1,386	1,411	1,421	1,476	1,423
	うち、粗大ごみ処理施設からの搬入量			12	17	34	25	14
	うち、リサイクル施設からの搬入量			125	53	38	51	38
	粗大ごみ処理施設の処理量	59		52	66	79	52	
	リサイクル施設の処理量	283		251	243	270	223	
	資源化量と処理残さ量	t		262	346	290	335	288
	焼却施設		資源化量	4	3	3	4	6
			焼却残さ量	51	108	49	57	57
	粗大ごみ 処理施設		資源化量	39	30	24	43	30
			処理残さ量	8	5	8	11	8
	リサイクル 施設		資源化量	114	161	136	132	133
処理残さ量		44	37	69	87	52		
再生利用量	総資源化量	t	157	194	163	179	169	
	リサイクル率((A)に対する割合)	—	9%	11%	9%	10%	10%	
減量化量	中間処理による減量化量	t	1,468	1,370	1,441	1,491	1,422	
	(A)に対する割合	—	85%	80%	84%	82%	83%	
最終処分量	最終処分量	t	103	150	126	155	117	
	(A)に対する割合	—	6%	9%	7%	8%	7%	

出典：一般廃棄物処理実態調査

1-8. ごみ処理の評価

鹿児島県は、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 28 年 1 月変更)」に基づいて、「鹿児島県廃棄物処理計画」を平成 28 年 3 月に策定し、計画目標とする数値目標を掲げています。県の目標値と本町の現状について評価した内容をつぎに示します。

1) ごみ排出量

ごみ排出量は減少していますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は削減できていません。1 人 1 日当たりのごみ排出量は、県平均より少ない量ですが、更にごみ排出量の減量化を図るためには、住民 1 人当たりのごみ排出量を削減していくことが必要となっています。

表 2-1-11 ごみ排出量の評価

		実績値			目標値
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
1 人 1 日 当 た り 排 出 量	鹿児島県	915g/人・日	923g/人・日	—	890g/人・日
	伊仙町	685g/人・日	741g/人・日	709g/人・日	712g/人・日 (見込み)
ご み 排 出 量	鹿児島県	551 千 t	553 千 t	—	516 千 t
	伊仙町	1,728 t	1,825 t	1,708 t	1,675 t (見込み)

※) 実績値は、一般廃棄物処理実態調査より引用

※) 鹿児島県の目標値は、「鹿児島県廃棄物処理計画(平成 28 年 3 月)」より引用

- 県のごみ減量化の目標は、1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 27 年度に対して令和 2 年度で 2.7%の削減することを目標値としています。
- ごみ排出量は減少していますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少していません。ごみ排出量の減少は人口の減少によるものであり、1 人 1 日当たり排出されるごみの量については減量化が進んでいません。
- ごみ排出量の推計(見込み)では、人口の減少に伴ってごみ排出量は減少していくことが考えられますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少していかないことが懸念されます。

2) ごみのリサイクルと最終処分

ごみのリサイクル率は比較的到低く、ごみの再資源化の推進が必要となっています。また、最終処分率は低減できており、現状のごみ処理方法で最終処分の埋立量の削減を図っていくことで、低い最終処分率を維持できると考えられます。

表 2-1-12 ごみ処理(リサイクル、最終処分)の評価

		実績値			目標値
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
リ サ イ ク ル 率	鹿 児 島 県	16%	16%	—	22%
	伊 仙 町	9%	10%	10%	10% (見込み)
最 終 処 分 率	鹿 児 島 県	13%	13%	—	12%
	伊 仙 町	6%	8%	7%	7% (見込み)

※) 実績値は、一般廃棄物処理実態調査より引用

※) 鹿児島県の目標値は、「鹿児島県廃棄物処理計画(平成 28 年 3 月)」より引用

※) リサイクル率([総資源化量+集団回収量]/[ごみ処理量+集団回収量])

※) 最終処分率(最終処分量/[ごみ処理量+集団回収量])

- 県平均のリサイクル率は 16%となっており、県のリサイクル率の目標値は 22%とすることを目標としています。
- リサイクル率は県平均より低く、ごみの再資源化は進んでいません。
- 県平均の最終処分率は 13%となっており、県のリサイクル率の目標値は 12%とすることを目標としています。
- 最終処分率は県平均より低減できており、県の目標とする最終処分率(12%)は達成できており、現状のごみ処理方法で最終処分の埋立量の削減を図っていくことで、最終処分率の低い水準を維持できると考えられます。

1-9. ごみ処理の課題

○ 可燃ごみ(燃やせるごみ)の減量化

排出されるごみの中では可燃ごみ(燃やせるごみ)が最も多く、ごみ排出量の8割以上を占めています。ごみの減量化を進めていく上では可燃ごみ(燃やせるごみ)の排出抑制に対する取り組みを重点的に検討する必要があります。

また、生活系ごみは、ごみ排出量の約8割を占めることから、各家庭においてライフスタイルを見直し、日常におけるごみの減量を進め、今後一層のごみの排出抑制に努める必要があります。

○ 分別排出の徹底

ごみの分別排出に対する意識は向上していますが、まだ多くの資源化できるごみが可燃ごみ(燃やせるごみ)や不燃ごみ(燃やせないごみ)に混入し、排出されていることが指摘されています。分別排出を行わないことでごみ処理量を増加させ、リサイクル推進の支障となっているため、今後一層の分別排出の徹底を図る必要があります。

○ 分別排出マナーの改善

資源ごみとして分別排出されていても、「内容物が排除されていない」「ボトルのキャップやラベルが外れていない」「異なるごみが混入されている」「洗浄されておらずに汚れている」等により、資源化できずに資源ごみを処理・処分されることとなります。ごみ処理量の削減やリサイクルの推進を図っていくため、ごみの出し方のルールを遵守し、分別排出を図っていく必要があります。

○ 事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの大半は可燃ごみ(燃やせるごみ)であり、このうち資源可能物についてはできるだけ資源化を図るよう、事業者にも協力を求めていく必要があります。

○ 資源有効利用と不適正処理対策

家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき、不用になった廃家電等(家電4品目)やパソコンは、再資源化を行うために製造メーカーや特定の回収業者へ引き渡すようにしており、本町では回収及び処分を行っていません。廃パソコンや廃家電等が再資源化を行うために適正に引渡せず、不法投棄等や不適正処理とならないように、引き続き厳正な対処と対応を進める必要があります。

○ 中間処理、最終処分

徳之島愛ランドクリーンセンターは、平成 15 年 3 月に竣工し、現在においてごみ処理施設やリサイクル施設は稼働後 18 年が経過しており、最終処分場における埋立残余量においては、今後 10 年程度と見込まれています。

ごみ処理施設やリサイクル施設は、ここ数年において著しく老朽化が顕著になっています。特に自然災害などで生じた災害廃棄物やごみの減量化が進まず、ごみの排出量に対して、十分に適正処理が行えていない状況も生じており、今後の徳之島圏域の広域的なごみ処理における、中間処理施設及び最終処分場の整備について計画的な検討を必要としています。

○ 災害廃棄物対策

震災や台風等による風水害等の自然災害によって、一時期に多量に発生する倒壊家屋のがれき類、浸水した家財道具、避難所のごみ等の災害廃棄物の処理は、迅速かつ計画的な対応が求められます。平時から災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるように、伊仙町地域防災計画に基づき、具体的に災害廃棄物の処理対策と準備を整えておく必要があります。

○ 高齢者対策

今後、高齢化が進むことで身体的な理由や支援者がいない等の理由でごみを出すことが困難な人が増えることが予想され、日常的なごみ出しや分別排出の支援についても検討が必要となっています。

○ 在宅医療廃棄物の適正処理

家庭から排出される在宅医療廃棄物[※]は一般廃棄物であり、廃棄物の種類によっては、感染の危険性があるものも含まれており、これらの適正な排出方法や処理に当たって検討を必要としています。

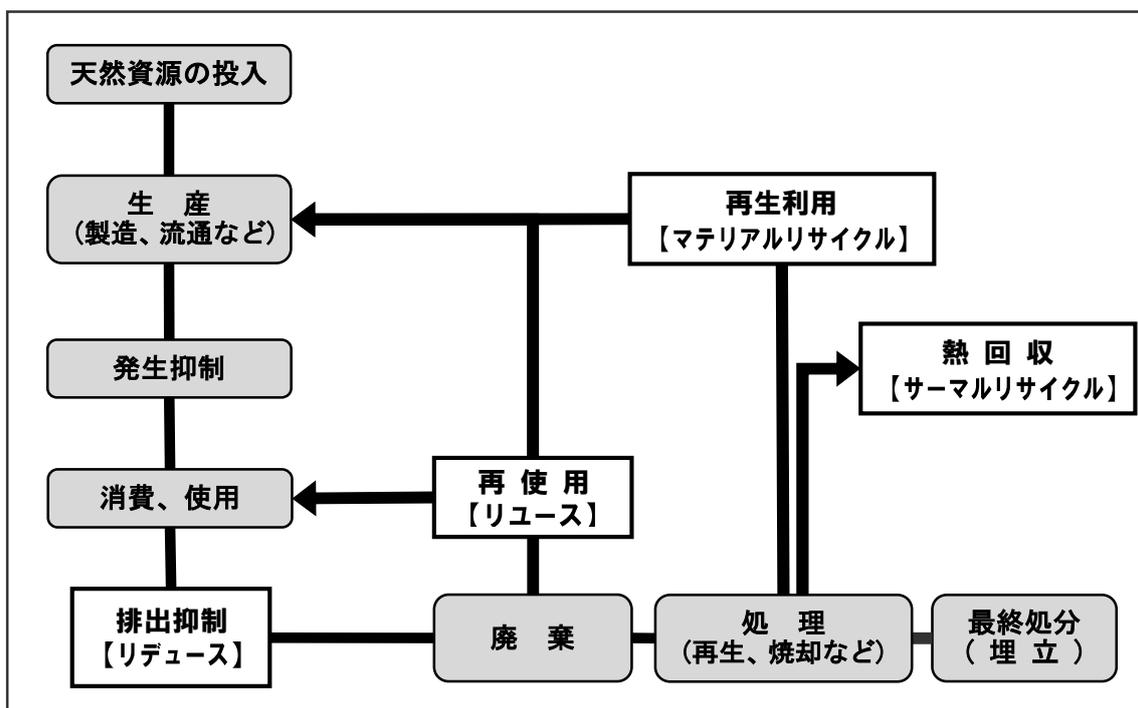
※) 在宅医療廃棄物：在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物

第2節 ごみ処理基本計画

2-1. 計画の基本方針

1) 廃棄物処理の基本的な考え方

住民、事業者、行政の各主体が互いに連携・協働しながら各々の役割を分担していくことを基本として、循環型社会を構築するため廃棄物処理の優先順位となる、①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分を實踐し、3 R (Reduce・Reuse・Recycle) の推進を図っていきます。



【3Rの推進】

リデュース (Reduce) : ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」

リユース (Reuse) : ごみとして廃棄せずに「再利用する」

リサイクル (Recycle) : 廃棄物となったものを処理し、原材料として新しいものに作りかえて「再生利用する」

マテリアルリサイクル ----- 資源となるごみを新しい製品の材料や原料として再生利用すること。

サーマルリサイクル ----- ごみ処理の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。

2) 基本方針

循環型社会の構築

私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくためには、資源の消費をできるだけ抑制し、限りある資源を持続的に利用していく、資源循環型の社会構築を目指していくことが必要です。

循環型社会を形成するためには、ごみの発生・排出抑制の取り組みを第一に位置付け、住民、事業者、行政が連携・協働して取り組んでいくことが重要です。住民生活や事業実施に伴う経済活動は、その様々な側面において社会環境のみならず、自然環境に負荷を与えています。このことを十分に認識し、ライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換が必要であり、環境を考えて行動する人づくりを推進します。

3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進

3 R (Reduce・Reuse・Recycle) の推進の取り組みにおいて、排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)が特に重要とされています。

第一にごみとなる物をなるべく持ち込まない、使用しないようにする。つぎに使えるものを再使用することを意識し、実践することが必要です。

再生利用(リサイクル)を推進するためには、ごみを定められたルールに基づいて分別して排出することが重要です。また、容器包装リサイクル法や資源有効利用促進法等の各種リサイクルに関する法律に準じた再生利用の推進はもとより、広域的なリサイクル活動も含めて、住民・事業者・行政の三者が連携・協働して、3 R の推進を図っていきます。

ごみの適正処理と環境負荷の低減

循環的利用(再使用、再利用)ができない廃棄物については、徳之島圏域における広域的なごみ処理体制を活用して、環境への負荷の低減に配慮したごみの適正な処理・処分を図っていきます。

不法投棄等の不適正処理については、再発を防止する観点からも迅速かつ厳正に対処する必要があります。また、災害廃棄物、在宅医療廃棄物、PCB や水銀等の有害な廃棄物は適正な処理が必要です。特に、災害時に発生する災害廃棄物を円滑にかつ適正に処理するために、計画的な準備と対応を整える必要があります。

2-2. 計画の目標

1) 排出抑制に関する目標

ごみの排出抑制に関する目標は、以下の通り設定します。

ごみ排出量は、人口の減少に伴い減少することが見込まれますが(図 2-2-1 参照)、1人1日当たりのごみ排出量は削減できていません。したがって、ごみの排出抑制に関する目標に1人1日当たりのごみ排出量の計画目標値を定め、ごみの減量化に取り組めます。

【排出抑制の目標】	
1人1日当たりごみ排出量	令和12年度で643g/人・日 (令和元年度比で約9%削減)
ごみ排出量	令和12年度で1,426t (令和元年度比で約16%削減)

表 2-2-1 ごみ排出量の計画目標値

	単位	年 度			
		令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和8 (2026)	令和12 (2030)
		実績	中間目標		計画目標
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	709	684	663	643
処理人口	人	6,581	6,324	6,211	6,072
ごみ排出量	t	1,708	1,584	1,502	1,426

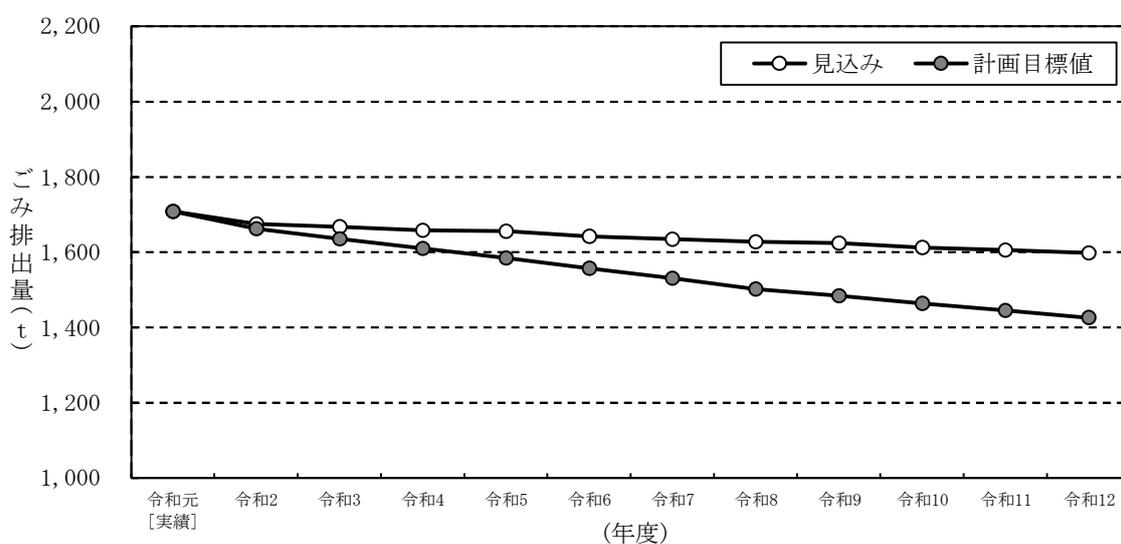


図 2-2-1 ごみ排出量の見込みと計画目標値

(計画目標値の考え方)

ごみ排出量の計画目標値は、「徳之島地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年11月)」で定めた計画値(令和8年度)と整合を図るよう定めます。また、ごみ排出量の削減では、可燃ごみ排出量の削減に重点を置き、焼却処理量の削減に努めるよう、計画目標値を定めます。また、リサイクル率を向上するため、資源ごみ回収量の増加を図っていくよう、計画目標値を定めます。

表 2-2-2 計画目標値の内訳

	単位	年 度			
		令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和8 (2026)	令和12 (2030)
		実績	中間目標		計画目標
ごみ排出量	t	1,708	1,584	1,502	1,426
可燃ごみ	t	1,423	1,203	1,045	973
資源ごみ	t	72	175	255	255
不燃ごみ・粗大ごみ	t	213	206	202	198

排出抑制に関する目標に基づき、計画ごみ排出量をつぎに示します。

令和元年度(実績)では、ごみ排出量は年間 1,708 t (生活系ごみ 1,370 t/年、事業系ごみ 338 t/年)となっています。令和 12 年度(計画目標)では、ごみの排出抑制に取り組み、ごみ排出量を年間 1,426 t (生活系ごみ 1,143 t/年、事業系ごみ 283 t/年)とすることを、計画ごみ排出量とします。

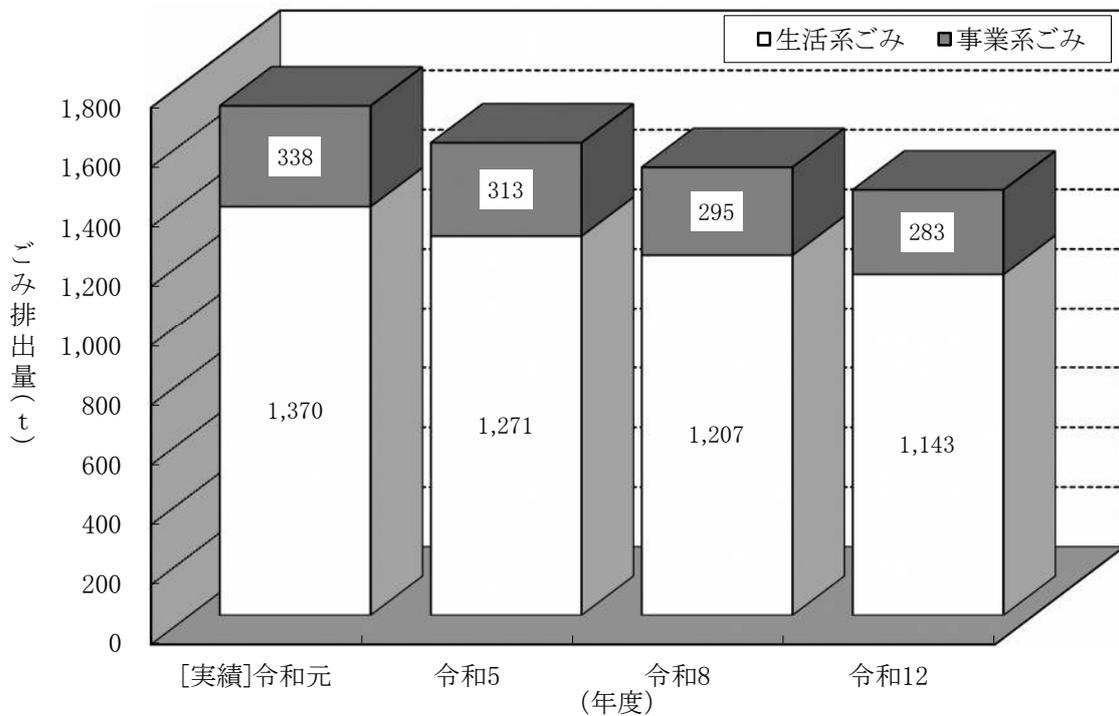


図 2-2-2 計画ごみ排出量

2) 再生利用に関する目標

再生利用に関する目標は、以下の通り設定します。

【再生利用の目標】

リサイクル率 22% (令和元年度のリサイクル率 10%)

※) リサイクル率＝総資源化量(中間処理に伴う再資源化を含む)÷ごみ排出量

近年ではごみのリサイクル率は低く、ごみの再資源化の推進が必要となっています。また、資源化できるごみが可燃ごみ(燃えるごみ)や不燃ごみ(燃えないごみ)に混入されており、ごみの出し方のルールを遵守し、分別排出の徹底を図っていく必要があります。

令和元年度(実績)では、リサイクル率は10%となっていますが、令和12年度(計画目標)では、容器包装廃棄物のリサイクル等の再生利用の取り組みを推進し、中間処理に伴う再資源量を含めてリサイクル率を22%とすることを、再生利用の目標とします。

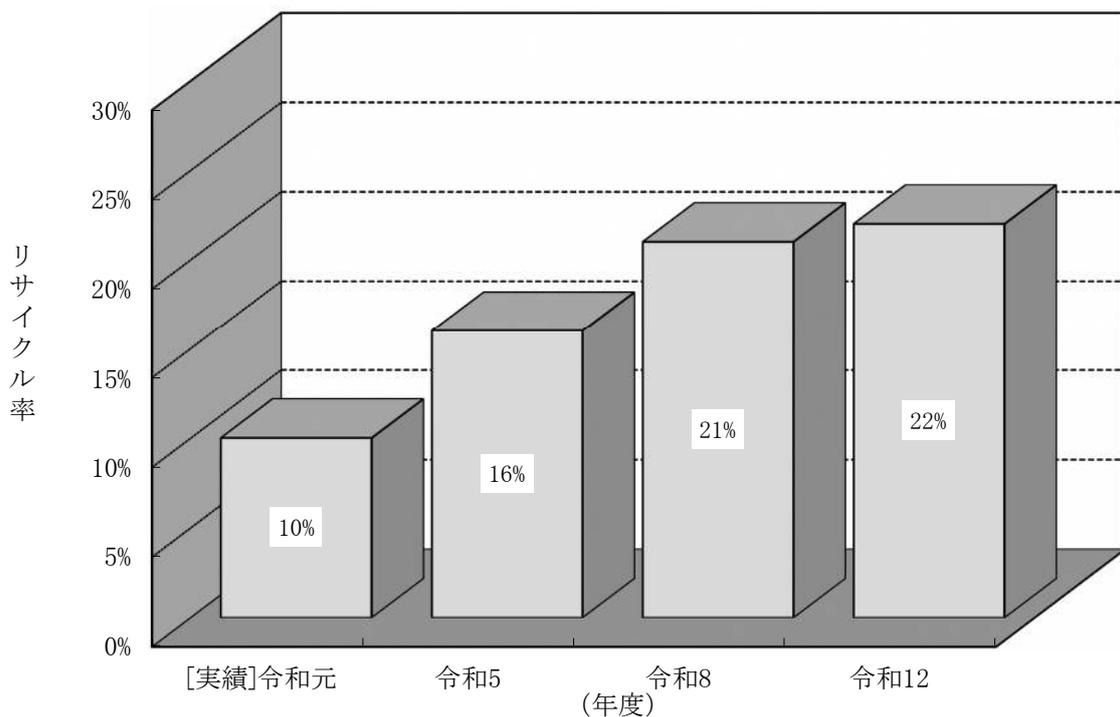


図 2-2-3 リサイクル率に関する計画目標値

(計画目標値の考え方)

リサイクル率の計画目標値は、「徳之島地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年11月)」で定めた計画値(令和8年度)と整合を図るよう定めます。また、令和12年度(計画目標)では、県が目標値とするリサイクル率22%を計画目標値として定めます。

3) 最終処分に関する目標

最終処分に関する目標は、以下の通り設定します。

【最終処分の目標】

最終処分率 7% (令和元年度の実績)

※) 最終処分率=最終処分量÷ごみ排出量

最終処分率は減少しており、最終処分量の削減は進んでいます。現状のごみ処理方法で最終処分量の削減を図っていくことで、最終処分率の低い水準を維持できるように努めていきます。

令和元年度(実績)では、最終処分率は7%となっています。令和12年度(計画目標)では、リサイクルの推進と適正な中間処理により最終処分率7%を維持することを最終処分の目標とします。

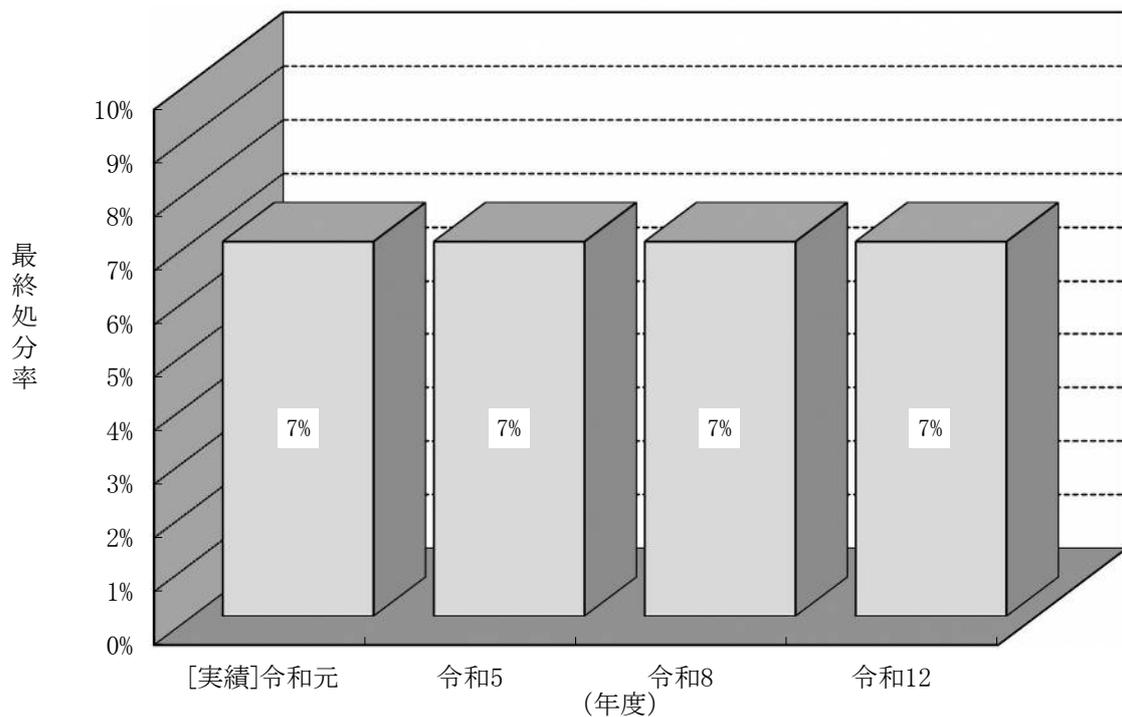


図 2-2-4 最終処分率に関する計画目標値

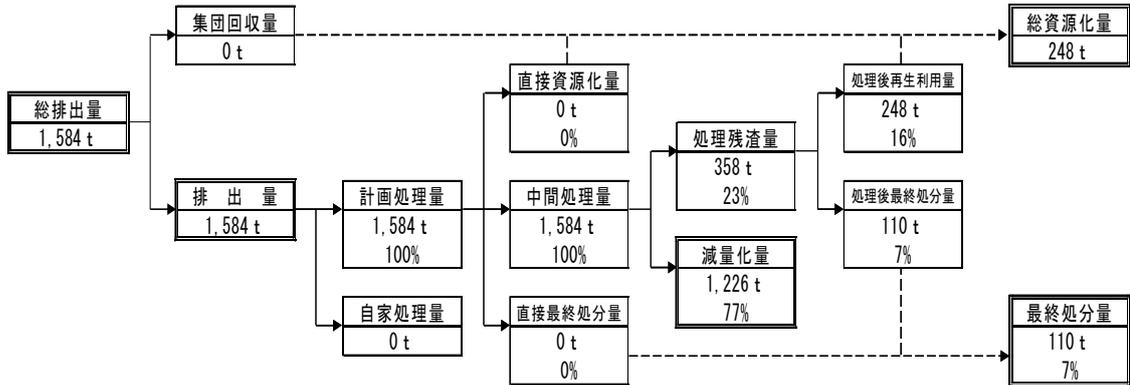
(計画目標値の考え方)

最終処分率の計画目標値は、「徳之島地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年11月)」で定めた計画値(令和8年度)と整合を図るよう定めます。

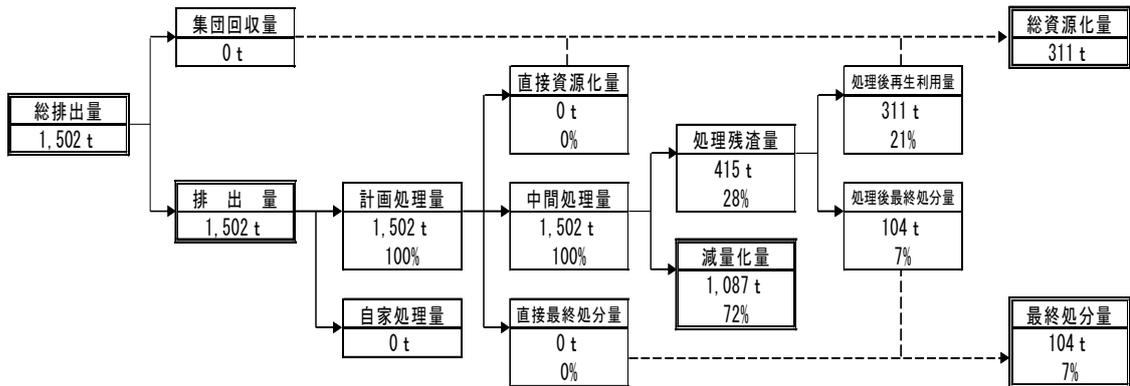
4) 目標年次におけるごみ処理量と再生利用率の目標

目標年次における、ごみ処理量と再生利用率の目標値を示す処理状況フローをつぎに示します。

【令和5年度（中間目標年次）】



【令和8年度（中間目標年次）】



【令和12年度（計画目標年次）】

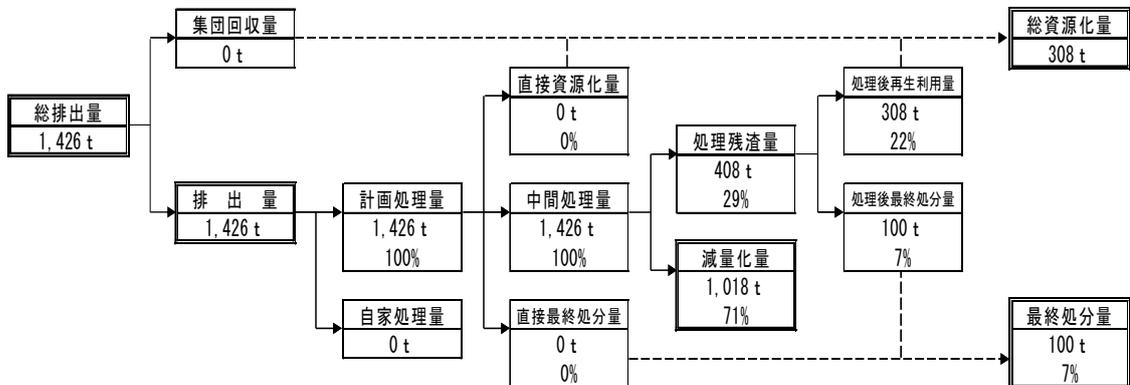


図 2-2-5 処理状況フロー

2-3. 各主体の役割

ごみは日常の生活や事業活動等に伴い発生するものであることから、ごみに関する問題の解決のためには、住民や事業者等のそれぞれが、自らのライフスタイルや活動形態に応じた対策を行政とともに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

行政は、自らも排出事業者として3R(Reduce・Reuse・Recycle)に取り組むとともに、計画的に地域における3Rの推進に関する施策を実施するため、住民や事業者の連携・協働を支援し、循環型社会の構築とごみの適正処理を図って行きます。

1) 行政の役割

- 一般廃棄物処理に関して統括的な責任を有する事業主体としての役割を担うとともに、地域の特性に応じた循環型社会の形成を推進するため、住民、事業者と連携し、生活環境の保全、ごみの排出抑制・再利用・再生利用、ごみの適正処理に努めます。
- ごみの排出抑制及び循環的利用を促進するため、一般廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、計画的にごみの適正処理を行います。
- 各種リサイクル法(容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、資源有効利用促進法など)に基づき、適切な対応と取り組みを行っていきます。
- 各家庭や事業所、自治会・町内会等が実施する地域の取り組みなどに対して、必要となる技術的協力、又は助成などの経済的支援を行います。
- 可燃ごみ(燃えるごみ)、不燃ごみ(燃えないごみ)、資源ごみの回収方法等を地域住民や事業者に周知し、リサイクルや適正処理を徹底するとともに、必要に応じて多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して減量化計画の策定等を指示します。
- 公共施設や行政が管理する事業所、公共工事における廃棄物等の発生抑制、循環的利用を促進し、環境にやさしい製品の購入など環境マネジメントに率先して取り組みます。

2) 住民に期待される役割

- 日常の生活においてごみが発生していることを認識し、できるだけごみを出さないような“もったいない”の考え方を活かしたライフスタイルを工夫することが期待されます。
- 再生品等の環境にやさしい製品を積極的に選択するなど、消費者の立場からごみの排出抑制・再使用・再生利用に、積極的に取り組んでいくことが求められます。
- ごみの3Rの取り組みを自主的に実行するとともに、事業者、行政と連携・協働を行い、共に取り組む役割を担うことが求められます。

【 住民における具体的な取り組み 】

3 R の 推 進	排出抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した商品は、修理やメンテナンスを行って長く使用 ・買い物袋を持参し、レジ袋の使用を自粛(マイバック使用) ・商品購入時には、廃棄物となる容器包装が少ない商品を選択 ・生ごみを少なくする調理方法(エコクッキング)を実践 ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底 ・食品の購入にあたっては、賞味期限に関して正しく理解し、適量の購入による食品ロスの削減 ・外食における適量な注文、食べ残しの削減 など
	再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使えるリターナブル容器入り飲料、充電式電池等の選択 ・詰替製品の購入、使い捨て商品の使用自粛 ・新たな商品の購入にこだわらず、リースやレンタルを選択 ・不要品の交換会、バザー、中古品販売店等の利用 など
	再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品やリサイクルしやすい製品等の購入 ・家庭でできる生ごみリサイクルの実践 ・飲料容器は洗って出すなど、循環利用への協力 ・容器包装等の分別徹底、資源回収への協力 ・リサイクル費用(家電、パソコン、自動車等)の適正負担 ・廃家電品の小売店への引き渡し など
適正処理		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てを行わない ・美化運動等への積極的な参加 ・排出者の責任として、ごみの出し方ルールへの協力 ・不法投棄を発見した場合には、速やかに行政や警察に通報 など

3) 事業者には期待される役割

- 製品の生産・流通・販売、サービス等に関わる事業者は、事業活動に伴うごみの排出抑制・再使用・再生利用を推進するとともに、再使用や再生利用ができない物は、事業者処理責任(排出者責任)の原則のもとで、適正処理を行う必要があります。
- 製品の生産者としての責任(拡大生産者責任)があることを認識し、製品等の開発や設計段階から、長期使用、再使用、再生利用、適正処分に配慮し、製品の使用に伴って発生するごみを抑制するなど、ごみに関する問題解決の役割を担うことが求められます。
- ごみの3Rの取り組みを自主的に実行するとともに、住民、行政と連携・協働を行い、共に取り組む役割を担うことが期待されます。また、事業者が積極的に環境負荷の少ない事業活動への転換を図ることが求められます。

【 事業者における具体的な取り組み 】

3Rの推進	排出抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の長寿命化、省資源化(容量の適正化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品等) ・製品の修繕体制の整備 ・ごみができるだけ出ない原材料の選択や製造・輸送工程の工夫 ・紙、プラスチック使用量の削減、製品等の簡易包装の実施 ・不要となった物品、廃材の有効利用 など
	再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃材の分離や選別が容易な製品設計 ・商品の部材、部品等の再使用 ・詰替商品の販売 など
	再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法に基づく取組の促進 ・リサイクルを前提とした設計、リサイクル方法の開発 ・再生原材料の利用、熱回収などのエネルギー源としての利用 ・事業所における分別収集・排出の徹底 ・再生利用に必要な費用の製品価格への反映 など
	適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含まない、排出しない製品づくり ・排出者責任の原則に基づく、ごみの適正処理 ・ごみ処理に関する適正な対価の負担 ・適正で優良な廃棄物処理業者を選択 など

2-4. ごみの排出抑制等に関する取り組み

1) 再使用・排出抑制の取り組み

○ 食品ロスの削減の取り組み

家庭や飲食店等で発生する食品ロスを減らすことにつながる情報を提供するなどの啓発を行い、食品ロスの削減を図ります。商工会議所や各商業店舗、その他関係事業者団体、消費者団体等との連携を深めながら、消費者や事業者の食品ロス削減に向けた意識が高まるよう、啓発に取り組みます。

なお、食品ロス削減のため、飲食店の食品残渣などを農家と連携して堆肥化し、有機農業の推進につなげる仕組み作りや、エコフィード(食品残さ等を利用して製造する飼料)に活用する取り組み、地域の緑化などの非農業分野での利用拡大の取り組みについても、今後の課題として検討していきます。

○ 生ごみの排出削減

可燃ごみ(燃えるごみ)となる生ごみは、水分を多く含むことで排出されるごみの大半を占めることがあると言われていています。可燃ごみ(燃えるごみ)の減量化に向けた、生ごみの排出削減のため、家庭で出来る生ごみの減量を実施すると共に、生ごみの堆肥化等による、排出削減を推進していくため、調査・検討を行ってきます。

○ マイバッグ運動、レジ袋対策

家庭から排出されるごみを削減するため、マイバッグ運動を推進し、商工会議所や各商業店舗、その他関係事業者団体、消費者団体等と協働してレジ袋削減を推進していきます。

○ ごみ袋の有料化

ごみの排出抑制や適正な分別を推進するため、生活系ごみについては分別ごとの指定袋と粗大ごみシールにより、有料化を実施していきます。また、直接搬入される生活系ごみや事業系ごみについては、徳之島愛ランドクリーンセンターを運営管理している徳之島愛ランド広域連合で従量制により、ごみの搬入手数料を徴収していきます。

また、ごみ処理に対する費用負担について、不公平の無いように料金の設定を必要に応じて見直しを行い、ごみ処理費用に関する負担の適正化に努めます。

○ 環境教育、啓発活動

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等のあらゆる機会を活用して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果に関する教育啓発活動に積極的に取り組み、ごみの減量・再利用に関する意識の向上を図ってきます。

○ ごみを出さない事業活動の推進

事業者は、事業活動に伴うごみは事業者処理責任(排出者責任)の原則のもとで、適正処理を行う必要があります。また、生産者としての責任(拡大生産者責任)があることを認識し、実行することが必要です。ごみを多量排出する事業者に対しては、必要に応じてごみの排出抑制の強化を指導していきます。改善が見られない場合は、ごみの排出抑制に関する計画の策定や積極的な取り組みを指導していきます。

○ 住民、事業者における活動の推進

ごみの排出抑制に関する取り組みが住民、事業者と連携し、活動の環が広がるように、町のホームページや広報紙等を用いて広く情報提供をしていきます。

2) 再生利用の取り組み

○ ごみの分別収集

分別排出が徹底されていないことでごみ処理量を増加させ、リサイクル推進の支障となっています。また、ごみの排出ルールが徹底していないことで、資源ごみを処理・処分せざるを得ない状況を招いています。ごみ処理量の削減やリサイクルの推進を図っていくため、ごみの排出ルールの徹底や出し方に関する指導・啓発や情報提供を行い、ごみの出し方のルールの遵守と分別排出の徹底を図っていきます。

○ 容器包装のリサイクル

容器包装リサイクル法に基づき「分別収集計画」を策定し、計画的に容器包装廃棄物の再資源化に取り組んでいきます。また、可燃ごみ(燃えるごみ)の減量化及びリサイクルの推進に向けて、紙パック以外の「その他の紙製容器包装」やトレイ、発泡スチロール以外の「その他のプラスチック製容器包装」に関する分別収集、リサイクルの実施について調査・検討を行ってきます。

分別収集した容器包装廃棄物は、徳之島愛ランドクリーンセンターで選別して、不純物や不適物を取り除いた後に、資源回収業者へ引き渡すために圧縮、梱包等の処理を行っていきます。また、容器包装廃棄物の再資源化については、資源回収業者及び資源化業者へ引き渡し、容器包装廃棄物の再資源化(再商品化)が安定的に行えるように取り組んでいきます。

○ 家電4品目、パソコン等のリサイクル

各種リサイクル法に基づき、対象家電(家電4品目)やパソコンのリサイクルを推進します。不用になった対象家電及びパソコンの廃棄については、再資源化を行うために販売店や製造メーカー、回収業者等の適切な業者へ引き渡すように、廃棄方法や費用負担、引取り業者等の情報提供をホームページや広報誌等で指導、啓発を行っていきます。

なお、小型家電における有用金属(レアメタル)となる電子基板等の回収については、小型家電の回収や中間処理における、有用金属(レアメタル)となる電子基板等の抽出方法や再資源化の実施について、調査・検討を行ってきます。

○ 広域的な再生利用の取り組み

ごみ処理の広域化に伴い、徳之島愛ランド広域連合の徳之島愛ランドクリーンセンターでごみの中間処理を行っています。徳之島愛ランドクリーンセンターでは、不燃ごみ(燃えないごみ)や粗大ごみから資源物(金属類)を回収し、最終処分量の削減も図っています。今後も町単独での取り組みだけではなく、ごみ処理の広域化によって効率的に実施できる再生利用を積極的に取り組んでいきます。

2-5. ごみの分別区分

ごみの分別区分をつぎに示すように定めます。なお、現在実施している分別区分に変更はありませんが、必要に応じて見直しを行います。

表 2-2-3 ごみの分別区分と排出方法

区 分		排出方法	
生活系ごみ	可燃ごみ (燃やせるごみ)	紙くず、生ごみ、繊維等は町指定のごみ袋に入れて、木竹類は 50~60cm に切断し可燃性のひもで束ねて排出する。	
	不燃ごみ (燃やせないごみ)	金属、ガラス、陶磁器等を町指定のごみ袋に入れて排出する。スプレー缶は穴を開けずに内容物を出し切って排出する。乾電池は他の不燃ごみ(燃やせないごみ)と分け、別の袋に入れ、役場指定の場所へ排出する。	
	粗大ごみ	家電 4 品目 ^(注) 及びパソコンを除く電化製品、家具類、自転車、畳等を所定のごみ集積所に排出する。	
	資源ごみ	缶 類	きれいに洗浄したアルミ缶及びスチール缶を町指定の資源ごみ袋に入れて排出する。
		びん類	きれいに洗浄したものを資源ごみ袋に入れて排出する。
		ペットボトル	きれいに洗浄したものをキャップとラベルを剥がし、資源ごみ袋に入れて排出する。
		発泡スチロール	トレイ、発泡スチロール製の容器できれいに洗浄したものを資源ごみ袋に入れて排出する。
	紙 類	新聞紙、雑誌、段ボール、きれいに洗浄した紙パック等を紙ひもで十字に括り、処理シールを貼って名前を書き排出する。	
	町で処理できないごみ	家電 4 品目、パソコン、自動車部品、コンクリート片、ピアノ、農業・畜産ごみ、薬品類、その他危険物	
事業系ごみ		事業に伴って排出されるごみは、町では回収しない。自らの責任においてクリーンセンターへ搬入する。	

注)「家電 4 品目」とは、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のこと。

表 2-2-4 排出方法等に係る共通事項

<p>各家庭から排出される生活系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみ集積所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入する。</p> <p>引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが処理施設に直接搬入するか、本町の一般廃棄物処理業許可業者等に依頼して適正に処理する。</p> <p>事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本町の一般廃棄物処理業許可業者への委託により適正に処理する。</p>
--

2-6. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する実施主体

一般廃棄物の収集・運搬については、本町が行政区域における一般廃棄物の収集・運搬及びその事務を実施します。なお、ごみ処理施設へ直接持ち込むことができる者は、原則として本町の住民、または許可された一般廃棄物収集業者(許可業者)及び町内の事業所とします。

2) 計画収集区域の範囲

本町の行政区域全域とします。

3) 計画収集量

計画ごみ排出量に伴う計画収集量をつぎに示します。

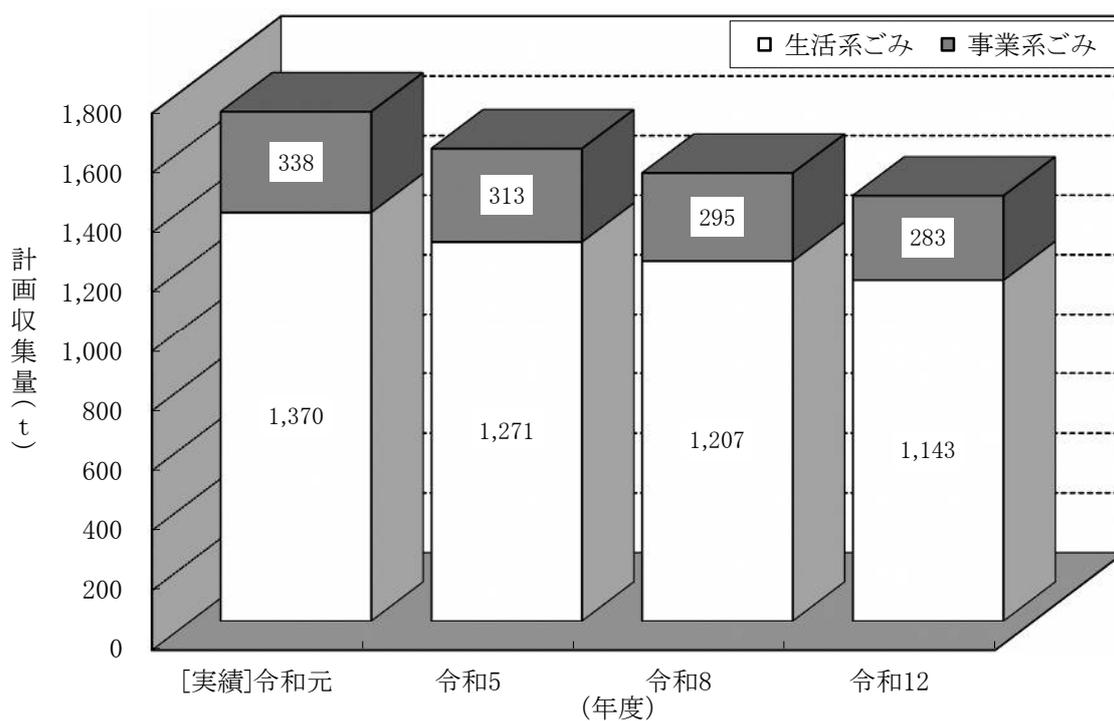


図 2-2-6 計画収集量

4) 収集方法

(1) 収集ごみ

収集・運搬方法については、下記のとおり実施します。

現在実施している収集方法に変更はありませんが、必要に応じて見直しを行います。

表 2-2-5 収集方法

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
可燃ごみ(燃やせるごみ)		2回/週	ステーション	指定袋	委託
不燃ごみ(燃やせないごみ)		2回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		2回/年	ステーション	ステッカー	委託
資源ごみ	缶類	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	びん類	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	ペットボトル	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	発泡スチロール	2回/月	ステーション	指定袋	委託
	紙類	2回/月	ステーション	指定袋	委託

(2) 持込みごみ

ごみ処理施設へ直接持ち込むことができるごみは、原則として住民が家庭から排出されたごみ、または許可された一般廃棄物収集業者(許可業者)が持ち込むごみ、及び事業所から持ち込まれるごみとします。なお、徳之島愛ランドクリーンセンターへの持込みごみの取り扱いに変更はありませんが、必要に応じて見直しを行います。

表 2-2-6 持込みごみについて

受 入 先	徳之島愛ランドクリーンセンター(徳之島愛ランド広域連合)
受 付 時 間	月曜日～土曜日の午前8:30から午後4:30
搬入できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・法律によってリサイクルが義務付けられているもの (エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、携帯電話など) ・特殊、危険なごみ (鉄柱、コンクリート片、ピアノ、大型温水器、ガスボンベ、消火器、バイク、バッテリー、トタン、土砂、タイヤなど) ・中身が残っているもの (廃油、灯油、塗料、火薬、農薬、劇薬物など) ・農業、酪農によるごみ (肥料袋、農業用廃プラ、飼料用ラップなど) ・産業廃棄物 (事業活動に伴って生じた廃棄物*のうち、法律で定められたもの) ※ 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、ゴムくず、金属くず、電線くず、建設業で生じた廃材、がれき類、パレットなど

5) 収集・運搬に関する計画

○ ごみの分別収集

「分別収集計画」に基づき、引き続きごみの分別収集を行っていきます。また、分別区分や収集方法に関する情報をホームページや広報誌等で分かりやすく提供していきます。

○ 分別排出と排出マナーの徹底

ごみの分別排出と排出マナーの徹底を図るため、住民及び事業者への指導・啓発や情報提供に努めていきます。また、ごみの分別排出と排出マナーの徹底の強化を図るために、必要に応じてごみ集積所(ごみステーション)における管理方法やごみの収集時における指導・啓発方法の改善について、今後の課題として取り組んでいきます。

○ 収集・運搬業務における衛生・安全管理の維持

ごみの収集・運搬時における衛生・安全管理を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、収集作業員や委託・許可業者の指導に努めていきます。

○ 高齢者対策

高齢者や身体的な理由や支援者がいない等の理由でごみを出すことが困難な人に対して行う、日常的なごみ出しや分別排出の支援については、自治会やごみ収集・運搬を行う委託業者等と協議し、協働で実行できる具体的な支援方法について検討し、取り組んでいきます。

○ 在宅医療廃棄物の取り扱い

在宅医療廃棄物[※]については、収集・運搬業務やごみ処理に携わる作業員の安全確保のため、感染のおそれがない紙おむつ等を対象として回収しています。また、注射針などの鋭利なものは、処方した病院や薬局などへの返却を指導しています。

在宅医療廃棄物の受入れにあたっては、排出者における分別排出の徹底と収集・運搬やごみ処理に携わる作業員の安全確保、生活環境の保全上支障が生じないような適正な処理が図られなければなりません。

このため、在宅医療廃棄物の種類や感染の可能性に関する正確な情報と認識を持つことが必要であり、在宅医療患者の利便性等を考慮して行政、医療関係機関等が密接な連携を図り、今後も適正な収集・運搬や処理方法を確立できるように検討を行っていきます。

※) 在宅医療廃棄物：在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物

○ 適正な収集・運搬の確保

生活系ごみの収集・運搬については、法令等に基づき業務遂行の適正を最優先する観点から、業務を遂行するに足る能力、人員及び財政的基礎を有し、業務の実施に関する相当の経験を有する現在の契約業者に業務を委託するとともに、効率的かつ効果的な収集・運搬方法について検討を行っていきます。

事業系ごみの収集・運搬については、一般廃棄物収集・運搬業許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な収集・運搬を確保します。なお、現状の収集・運搬の状況や事業系ごみの排出量等を勘案し、一般廃棄物の適正な収集・運搬を継続的かつ安定的に実施するため、事業系一般廃棄物の収集・運搬業の新規許可(全区域及び区域限定)については、認めないものとします。(ごみの分別区分の増加や排出量の増大など、適正な収集・運搬体制の確保に特に必要と認められる場合を除く。)

2-7. 中間処理計画

1) 中間処理に関する実施主体

一般廃棄物の中間処理については、現行どおり徳之島愛ランド広域連合において、施設の運営管理及びその事務を実施します。

2) 計画処理区域の範囲

本町の行政区域全域とします。

3) 計画処理量

計画ごみ排出量に伴う計画処理量をつぎに示します。

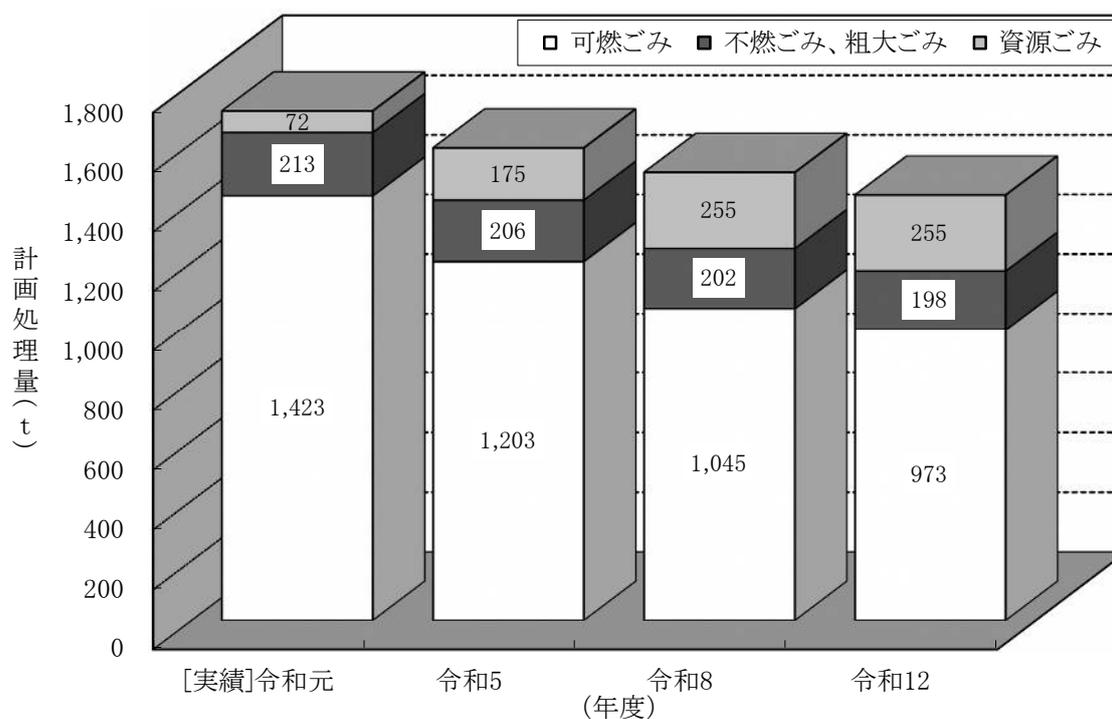


図 2-2-7 計画処理量

4) 中間処理の方法

ごみ処理の広域化に基づき、本町を含む3町で組織する徳之島愛ランド広域連合の徳之島愛ランドクリーンセンターで、ごみの中間処理を行っていきます。

表 2-2-7 中間処理施設の概要

施設名	徳之島愛ランドクリーンセンター (ごみ処理施設)	徳之島愛ランドクリーンセンター (リサイクル施設)
竣工年月	平成15年3月	平成15年3月
処理対象物	可燃ごみ、処理残さ(可燃物)	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
処理方式	流動床式焼却炉*	破碎、選別、圧縮
処理能力	38 t/日(19 t/8h×2 炉)	13 t/日(5h)
運営主体	徳之島愛ランド広域連合(構成自治体: 徳之島町、天城町、伊仙町)	
所在地	伊仙町目手久尾兵 1395 番地	

※) 灰の溶融処理は休止しています。

5) 中間処理に関する計画

○ ごみ処理の広域化と再生利用

徳之島愛ランド広域連合の徳之島愛ランドクリーンセンターでは、不燃ごみ(燃やせないごみ)や粗大ごみから資源物(金属類)を回収したり、分別収集した資源ごみを選別して、不純物や不適物を取り除いた後に、資源回収業者へ引き渡しができるように圧縮、梱包等の処理を行っていきます。今後も町単独での取り組みだけではなく、ごみ処理の広域化によって効率的に実施できる再生利用を積極的に取り組んでいきます。

○ 中間処理施設における適正な運営管理

徳之島愛ランド広域連合で運営管理する、ごみ処理施設及びリサイクル施設については、徳之島愛ランド広域連合及び構成町と相互に協力・連携を図りながら、周辺的生活環境に影響を与えないよう、ごみの適正な中間処理と施設の運営管理に取り組んでいきます。

○ 適正な中間処理の確保

徳之島愛ランドクリーンセンターのごみ処理施設やリサイクル施設は、ここ数年において著しく老朽化が顕著になっています。今後の徳之島圏域の広域的なごみ処理における、中間処理施設の整備については、徳之島愛ランド広域連合及び構成町と相互に協力・連携を図りながら、計画的に検討を行っていきます。

2-8. 最終処分計画

1) 最終処分に関する実施主体

一般廃棄物の最終処分については、現行どおり徳之島愛ランド広域連合において、最終処分場の運営管理及びその事務を実施します。

2) 計画処分区域の範囲

本町の行政区域全域とします。

3) 計画処分量

計画ごみ排出量に伴う計画処分量をつぎに示します。

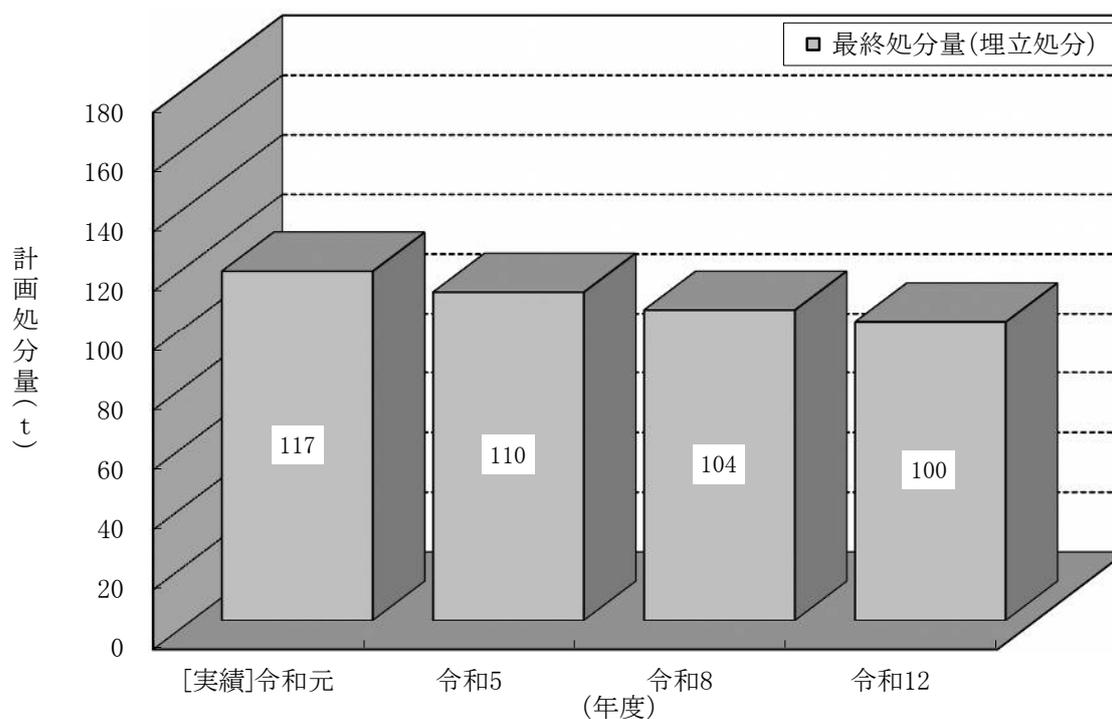


図 2-2-8 計画処分量

4) 最終処分の方法

中間処理によって発生する廃棄物の最終処分方法については、埋立処分によって適正に処分を行っていきます。

表 2-2-8 最終処分場の概要

施設名	徳之島愛ランドクリーンセンター(最終処分場)
埋立対象物	焼却残さ、処理残さ(不燃物)
埋立面積	5,560m ²
埋立容量	29,600m ³
運営主体	徳之島愛ランド広域連合(構成自治体:徳之島町、天城町、伊仙町)
所在地	伊仙町目手久尾兵 1395 番地

5) 最終処分に関する計画

○ 最終処分場における適正な運営管理

徳之島愛ランド広域連合で運営管理する、最終処分場については、徳之島愛ランド広域連合及び構成町と相互に協力・連携を図りながら、周辺的生活環境に影響を与えないよう、ごみの適正な最終処分と最終処分場の運営管理に努めていきます。

○ 適正な最終処分の確保

徳之島愛ランドクリーンセンターの最終処分場における埋立残余量は、今後 10 年程度であるとされています。今後の徳之島圏域の広域的なごみ処理における、最終処分場の整備について、徳之島愛ランド広域連合及び構成町と相互に協力・連携を図りながら、計画的に検討を行っていきます。

2-9. その他ごみ処理に関して必要な事項

○ 廃棄物の不法投棄への対応

排出者責任を問われる廃棄物の処理において、これらを放棄して人通りの少ない道路沿いや空き地、崖などで廃棄物が不法投棄されています。これらの行為は生活環境や環境美化を損なうものであるとともに、動植物等の生態系への影響や衛生上の観点からも決して許されるものではありません。今後も引き続き、不法投棄対策として関係機関と連携しパトロール等を強化していきます。

○ 災害廃棄物の処理

災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、伊仙町地域防災計画に定める災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時における災害廃棄物の処理に対処していきます。

また、災害廃棄物については、災害発生時における仮置き場の設定、処理方法等を具体化するため、引き続き関係機関での協議を進めていくとともに、災害時における周辺自治体との円滑な連携が図れるよう体制を整えていきます。

○ 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物の処理業(中間処理業)については、ごみの減量化・リサイクルの推進に寄与することから、一般廃棄物処理計画との整合性が保たれ、適切な処理施設で継続的かつ安定的に処理又は再生される見込みがある場合にのみに許可するものとします。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1-1. 生活排水の処理体系

1) 処理体系

生活排水の処理体系は、つぎに示すとおりとなっています。

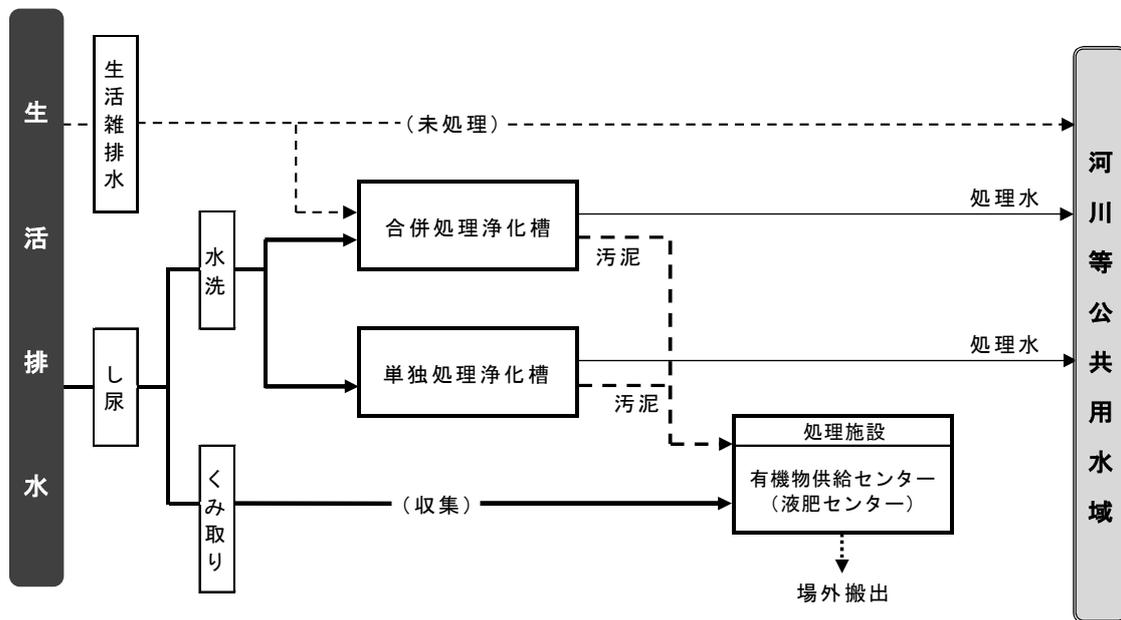


図 3-1-1 生活排水の処理体系

2) 処理主体

本町における生活排水の施設別の処理主体は、つぎに示すとおりとなっています。

表 3-1-1 処理主体

処理施設の種類	処理主体
浄化槽	浄化槽設置者
処理施設	伊仙町

1-2. 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の推移について、水洗便所排水と生活雑排水を合わせて適正に処理している人口(水洗化・生活雑排水処理人口)は、合併処理浄化槽の普及に伴って年々増加し、生活雑排水が未処理となっている人口(非水洗化人口)は減少しています。生活排水処理率(計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合)は年々向上しており、令和元年度には41.4%となっています。

表 3-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

	年 度				
	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
計画処理区域内人口	6,897	6,815	6,874	6,748	6,581
水洗化・生活雑排水処理人口	2,267	2,420	2,661	2,638	2,724
合併処理浄化槽人口	2,267	2,420	2,661	2,638	2,724
公共下水道人口	0	0	0	0	0
集落排水施設人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	2,276	2,232	2,134	2,050	1,973
非水洗化人口	2,354	2,163	2,079	2,060	1,884
し尿収集人口	2,354	2,163	2,079	2,060	1,884
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	32.9	35.5	38.7	39.1	41.4

※) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100%

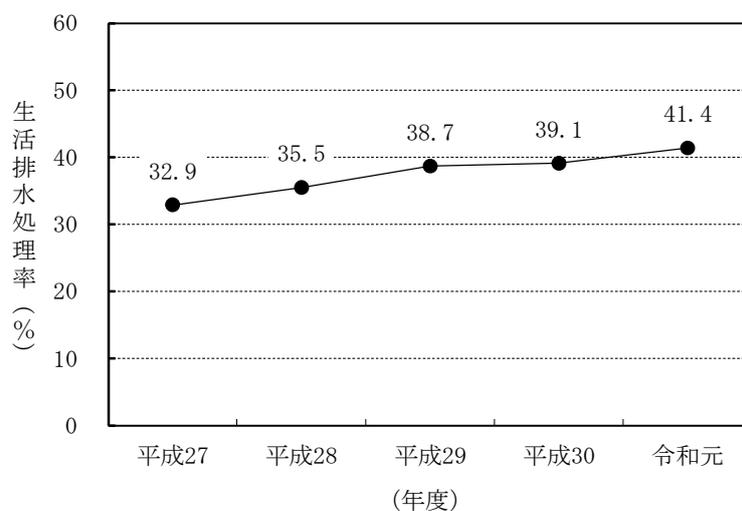


図 3-1-2 生活排水処理率の推移

1-3. 処理施設の整備状況

し尿及び浄化槽汚泥等は、有機物供給センターで処理を行っています。

受け入れたし尿及び浄化槽汚泥を夾雑物除去装置でし渣を除去し、発酵による液肥化を行っています。なお、有機物供給センターで発生した液肥は、農地に還元しています。

表 3-1-3 処理施設の概要

種 別	有機物供給施設
施 設 名	伊仙町有機物供給センター
施 設 所 管	伊仙町
所 在 地	伊仙町目手久 1512-2 番地
竣 工	平成 9 年 3 月
処 理 能 力	15 kℓ/日

1-4. し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿及び浄化槽汚泥は、減少傾向にあります。なお、処理量全体に対する浄化槽汚泥の占める割合は、平成27年度で約63%でしたが、令和元年度には約75%となっており、浄化槽汚泥の占める割合が増加しています。

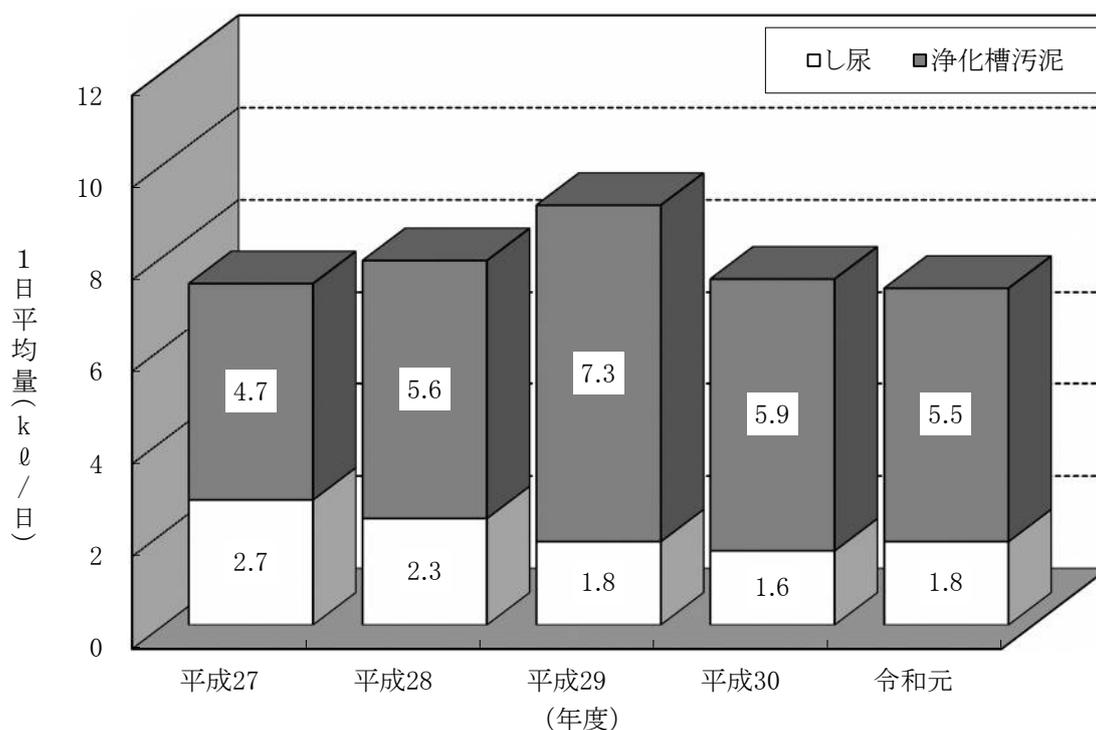


図 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

表 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

		年 度				
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
し尿	年間 kl/年	1,006	847	675	599	665
	(1日平均 kl/日)	2.7	2.3	1.8	1.6	1.8
浄化槽汚泥	年間 kl/年	1,713	2,035	2,642	2,132	2,014
	(1日平均 kl/日)	4.7	5.6	7.3	5.9	5.5
合計	年間 kl/年	2,719	2,882	3,317	2,731	2,679
	(1日平均 kl/日)	7.4	7.9	9.1	7.5	7.3

出典：一般廃棄物処理実態調査

1-5. 生活排水処理の課題

○ 合併処理浄化槽設置の推進

生活排水による公共用水域の汚濁防止と生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。また、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を推進するため、合併処理浄化槽への転換を図っていくことも必要です。

○ 浄化槽の管理

浄化槽の衛生状態を向上させるために、無管理浄化槽に対する方策を検討し、無管理浄化槽の解消に向けた取り組みを行っていくことが必要となっています。

○ 処理施設の整備

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている、有機物供給センターは稼働開始後 24 年が経過し、施設の老朽化が著しく、し尿及び浄化槽汚泥の処理に支障が生じていることから、施設の改善について計画的な検討を必要としています。

第2節 生活排水処理基本計画

2-1. 計画の基本方針

水環境の保全に対する啓発活動の推進

生活環境の改善及び河川等の水質汚濁の防止等を図り、日常生活や事業活動における水環境への負荷を低減するため、水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動に努め、各家庭や事業所等における発生源対策を行うように、住民への自主的な活動を促進していきます。

生活排水の適正処理の推進

生活排水の適正処理を推進していくため、合併処理浄化槽の設置及び浄化槽管理の徹底を図っていくとともに、し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬の確保に努めます。

処理施設の維持管理

し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を図っていくため、処理施設の計画的な整備と効率的な運営管理を行っていきます。

2-2. 基本施策

生活排水処理における基本施策をつぎのとおりとします。

○ 合併処理浄化槽設置の推進

生活環境の改善及び河川等の水質汚濁の防止等を図るため、該当地域において合併処理浄化槽を設置するものに対し、設置工事費の一部を助成し、合併処理浄化槽設置の推進を図っていきます。

また、浄化槽設置の重要性について住民に周知するため、関係機関・団体等と連携して、研修会の実施、パンフレットの配布、広報誌・ホームページ等への啓發文書の掲載等を行っていきます。

○ 浄化槽の維持管理

無管理浄化槽に対する方策やその他浄化槽の衛生状態を向上させるために必要な方策を検討し、無管理浄化槽の把握と解消に向けた取り組みを行っていきます。

また、浄化槽管理の重要性について住民に周知するため、関係機関・団体等と連携して、調査及び研修会の実施、パンフレットの配布、広報誌、ホームページ等への啓發文書の掲載等を行っていきます。

○ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、一般廃棄物収集・運搬業許可業者の指導等を通じて、円滑かつ適正な収集・運搬を確保します。また、有機物供給センターにおける適正処理を推進するとともに、運営管理については、指定管理者制度を導入し、引き続き処理施設の延命化、維持管理コストの削減に努めていきます。

2-3. 計画の目標

1) 生活排水の処理形態別人口の見込み

生活排水の処理形態別人口の見込みは、つぎのとおりとなります。

合併処理浄化槽設置の推進することにより、生活排水処理率(計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合)の向上を図っていきます。

表 3-2-1 処理形態別人口の見込み

	単位	年 度					
		令和2 (2019)	令和3 (2020)	令和4 (2021)	令和5 (2022)	令和6 (2023)	令和7 (2024)
行政区域内人口	人	6,441	6,402	6,363	6,324	6,285	6,246
計画処理区域内人口	人	6,441	6,402	6,363	6,324	6,285	6,246
浄化槽人口	人	4,702	4,718	4,734	4,749	4,764	4,779
合併処理浄化槽人口	人	2,821	2,925	3,030	3,134	3,240	3,345
単独処理浄化槽人口	人	1,881	1,793	1,704	1,615	1,524	1,434
非水洗化人口	人	1,739	1,684	1,629	1,575	1,521	1,467
し尿収集人口	人	1,739	1,684	1,629	1,575	1,521	1,467
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	43.8%	45.7%	47.6%	49.6%	51.6%	53.6%

	単位	年 度				
		令和8 (2025)	令和9 (2026)	令和10 (2027)	令和11 (2028)	令和12 (2029)
行政区域内人口	人	6,211	6,176	6,141	6,106	6,072
計画処理区域内人口	人	6,211	6,176	6,141	6,106	6,072
浄化槽人口	人	4,795	4,811	4,827	4,842	4,858
合併処理浄化槽人口	人	3,452	3,560	3,669	3,777	3,886
単独処理浄化槽人口	人	1,343	1,251	1,158	1,065	972
非水洗化人口	人	1,416	1,365	1,314	1,264	1,214
し尿収集人口	人	1,416	1,365	1,314	1,264	1,214
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	55.6%	57.6%	59.7%	61.9%	64.0%

※ 生活排水処理率：(集落排水人口+合併処理浄化槽人口) / 計画処理区域内人口

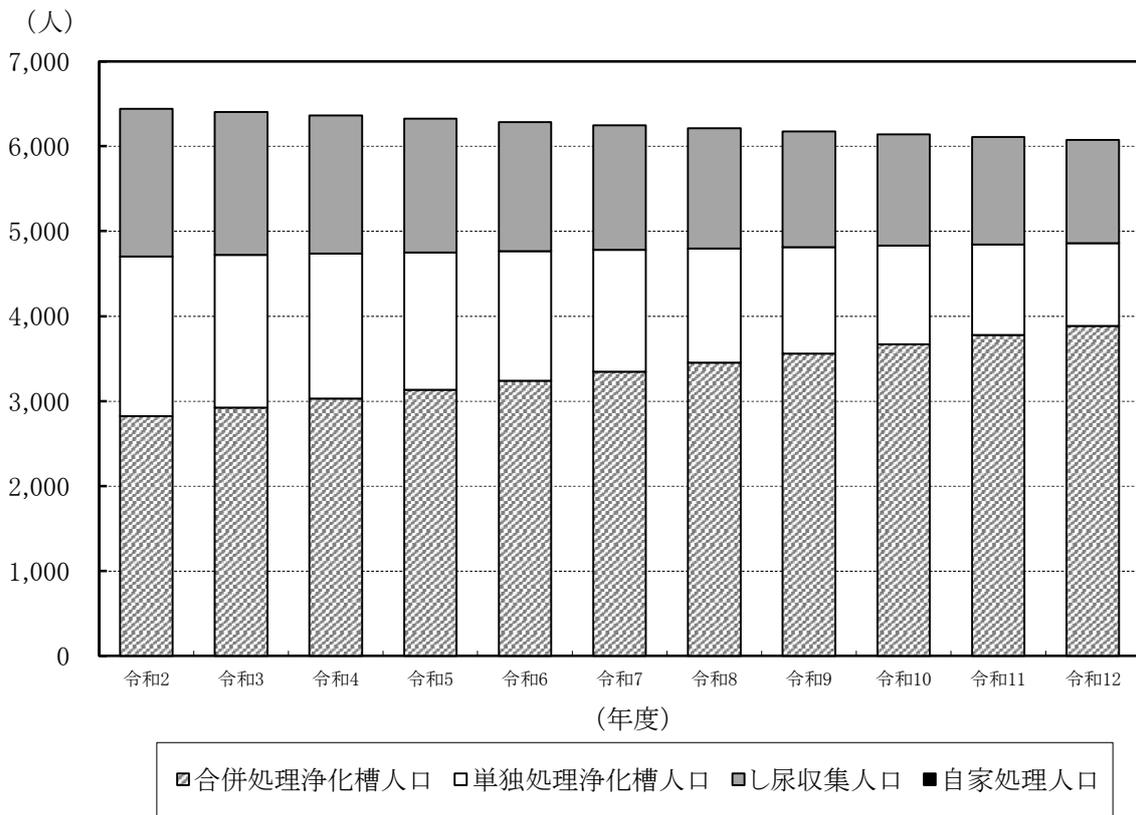


図 3-2-1 処理形態別人口の見込みと推移

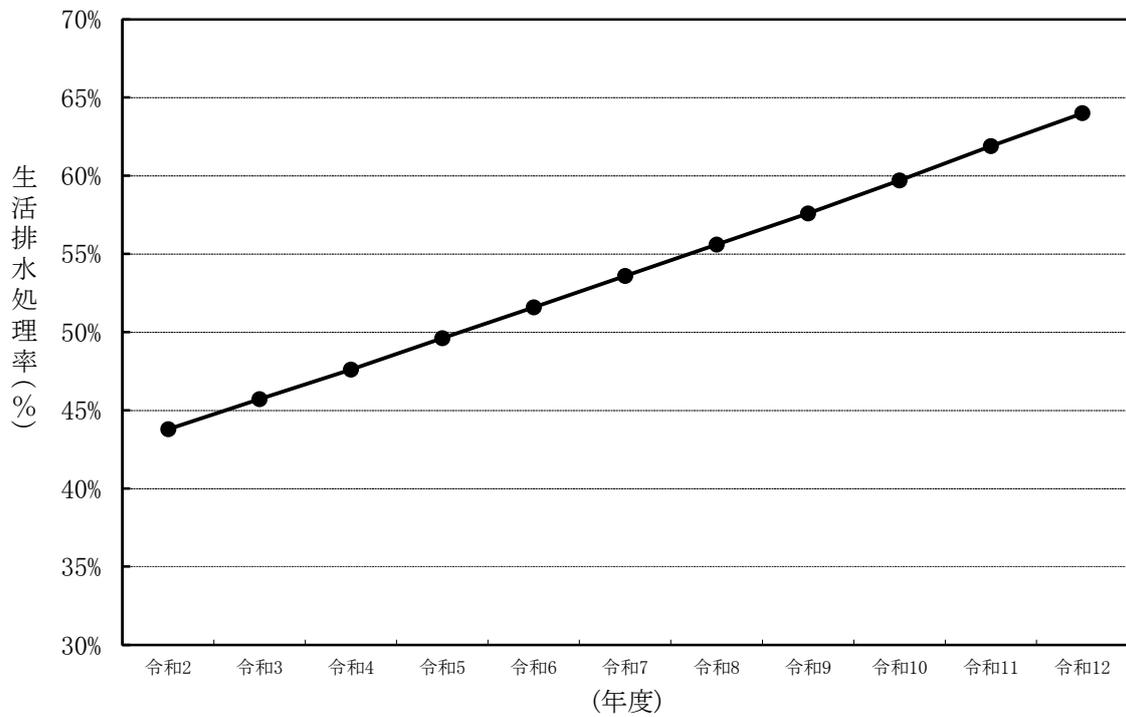


図 3-2-2 生活排水処理率の見込みと推移

2) 生活排水処理の目標

生活排水の処理形態別人口の見込みをもとに、目標年次における生活排水処理の目標をつぎのとおりに定めることとします。

○ 生活排水処理の目標

	年 度			
	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和8 (2026)	令和12 (2030)
	実績	中間目標		計画目標
生活排水処理率	41.4%	49.6%	55.6%	64.0%

○ 水洗化・生活雑排水処理人口

	年 度			
	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和8 (2026)	令和12 (2030)
	実績	中間目標		計画目標
計画処理区域内人口	6,581 人	6,324 人	6,211 人	6,072 人
水洗化・生活雑排水処理人口	2,724 人	3,134 人	3,452 人	3,886 人

○ 生活排水の処理形態別人口

	年 度			
	令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和8 (2026)	令和12 (2030)
	実績	中間目標		計画目標
計画処理区域内人口	6,581 人	6,324 人	6,211 人	6,072 人
水洗化・生活雑排水処理人口	2,724 人	3,134 人	3,452 人	3,886 人
合併処理浄化槽人口	2,724 人	3,134 人	3,452 人	3,886 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,973 人	1,615 人	1,343 人	972 人
非水洗化人口	1,884 人	1,575 人	1,416 人	1,214 人
し尿収集人口	1,884 人	1,575 人	1,416 人	1,214 人
自家処理人口	0 人	0 人	0 人	0 人

2-4. し尿及び汚泥処理計画

1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込みは、つぎに示すとおりとなります。

人口の減少とともに、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少していくことが見込まれますが、合併処理浄化槽設置を推進することにより、排出量に占める浄化槽汚泥の割合が増加していくことが見込まれます。

表 3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

		年 度			
		令和元 (2019)	令和5 (2023)	令和8 (2026)	令和12 (2030)
		実績	中間目標		計画目標
年間 排出 量	し尿 (kℓ/年)	665	551	496	425
	浄化槽汚泥 (kℓ/年)	2,014	2,042	2,062	2,089
	合 計 (kℓ/年)	2,679	2,593	2,558	2,514
日平均 排出 量	し尿 (kℓ/日)	1.8	1.5	1.4	1.2
	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	5.5	5.6	5.6	5.7
	合 計 (kℓ/日)	7.3	7.1	7.0	6.9

※) 浄化槽汚泥の排出量に無管理浄化槽に関する浄化槽汚泥の排出量は含んでいません。

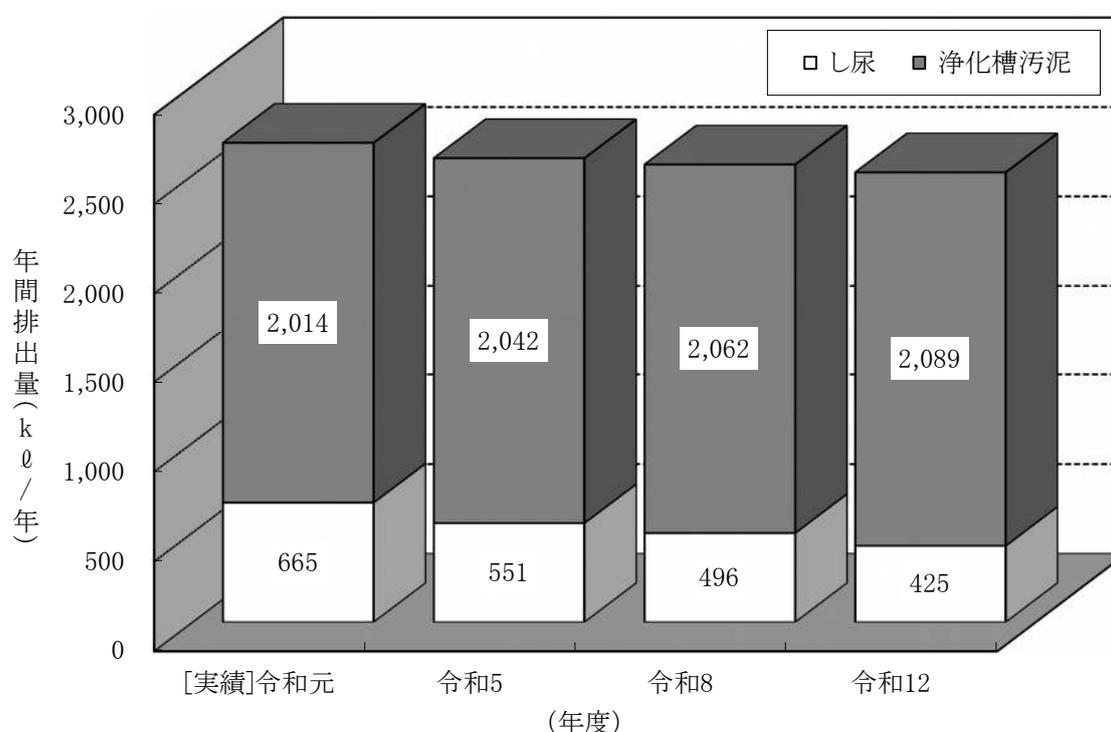


図 3-2-3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 処理主体

し尿及び浄化槽汚泥の処理主体は、つぎに示すとおり実施します。

表 3-2-3 処理主体

処理施設の種類	処理主体
浄化槽	浄化槽設置者
処理施設	伊仙町

(2) 計画処理区域

本町の行政区域全域とします。

3) 収集・運搬計画

(1) 計画収集量

し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量をつぎに示します。

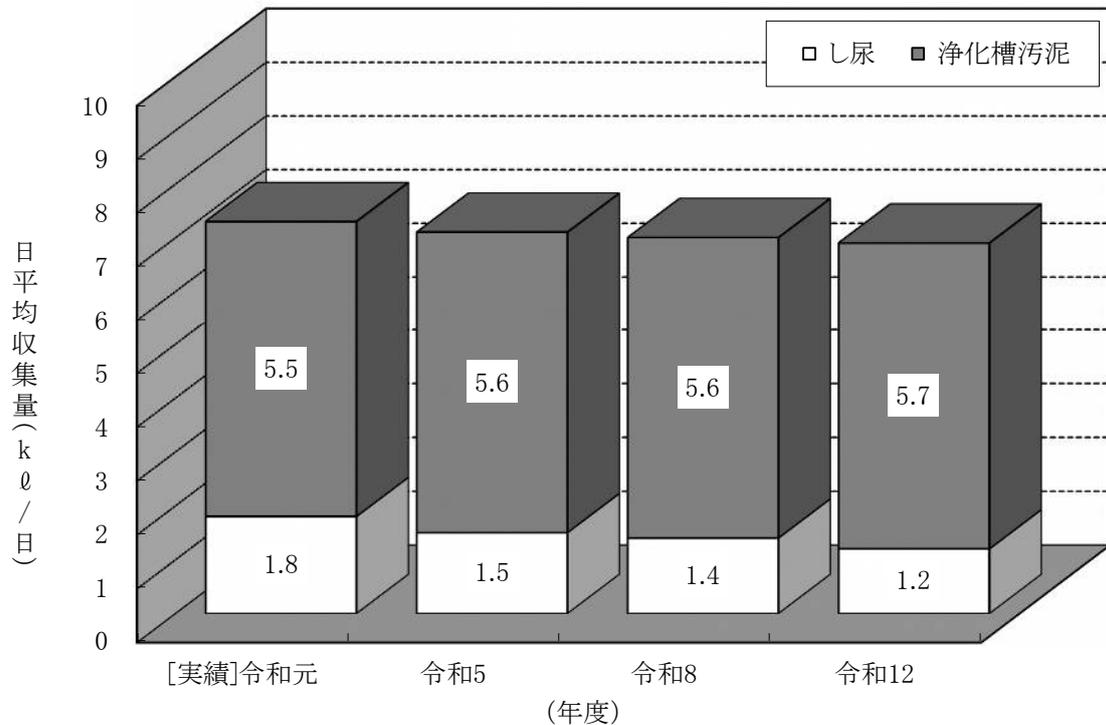


図 3-2-4 計画収集量

(2) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、一般廃棄物収集・運搬業許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な収集・運搬を確保します。

なお、収集・運搬の状況やし尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬を継続的かつ安定的に実施するために、調査・検討を行った、伊仙町浄化槽政策検討委員会の調査報告書(令和2年3月)に基づき、収集・運搬業の許可(全区域及び区域限定)について、定めるものとします。(し尿及び浄化槽汚泥量の増大など、適正な収集・運搬体制の確保に特に必要と認められる場合を除く。)

また、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況や社会情勢等の変化に合わせて、搬入量の変動をできるだけ抑制するよう効率的な収集・運搬体制を適宜検討していきます。

4) 中間処理、最終処分計画

(1) 処理対象物

処理対象は、本町で収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。

(2) 計画処理量

し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量をつぎに示します。

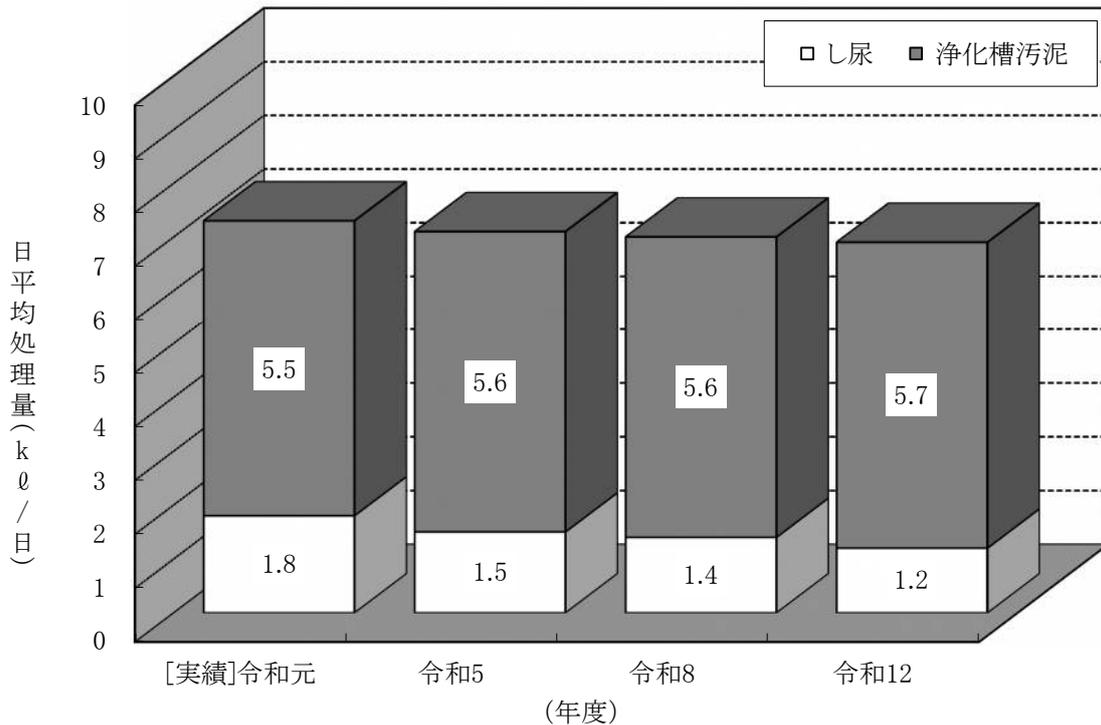


図 3-2-5 計画処理量

(3) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、引き続き有機物供給センターで処理を行っていきます。施設における運営管理については、指定管理者制度を導入し、施設の維持管理コストの削減に努めていきます。また、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が行っていけるよう、施設の改善について計画的に整備を図っていきます。

(4) 最終処分・再資源化計画

処理施設において中間処理されたし尿及び浄化槽汚泥を液肥化し、農地に還元することで、ごみ処理施設への負荷の軽減や最終処分量の削減に努めます。

2-5. その他生活排水処理に関して必要な事項

○ 家庭における発生源対策の促進

生活排水における発生源対策の重要性を周知し、各家庭における住民の自主的な活動を促進します。また、家庭でできる発生源対策(水切りネット等の使用、洗剤の適正使用など)の情報提供や啓発を図っていきます。

○ 災害廃棄物の処理

災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、伊仙町地域防災計画に定める災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時における災害廃棄物の処理に対処していきます。

また、災害廃棄物については、災害発生時における避難所等における仮設トイレの設置、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬や処理方法等を具体化するため、引き続き関係機関での協議を進めていくとともに、災害時における周辺自治体との円滑な連携がとれる体制を整えていきます。

○ 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物の処理業(中間処理業)については、生活排水の適正処理に寄与することから、一般廃棄物処理計画との整合性が保たれ、適切な処理施設で継続的かつ安定的に処理又は再生される見込みがある場合にのみに許可するものとします。